

統計制度改革検討委員会 報告

平成 18 年 6 月 5 日

統計制度改革検討委員会

統計制度改革検討委員会（以下「本委員会」という。）は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に盛り込まれた統計法制度の抜本的な見直しについて検討すること等を任務として、昨年 9 月から開催してきたもので、約 9 か月の間に 15 回の検討を重ねて、このたびその結果を本報告に取りまとめるに至った。

この間、本委員会は、本年 3 月には審議の途上で議論の方向性と検討課題等をまとめて「中間整理」として公表し、関係方面から広く意見を求めるとともに、関係府省、関係団体等からヒアリングも行いつつ検討を行った。また、昨年 11 月以降は、本委員会の下にワーキングチームを設け、本委員会における議論を踏まえて制度設計に向けた具体的検討作業を精力的に重ねたところである。

本報告は、本委員会の前身である経済社会統計整備推進委員会が昨年 6 月に取りまとめた報告「政府統計の構造改革に向けて」とあわせて、我が国の統計について改革に向けた基本的な認識を示し、時代の変化に対応した新たな統計整備の仕組みについて提言するものとなっている。内閣府、総務省その他の関係行政機関においては速やかに政府部内の具体的な立案作業に着手し、新たな法制度とそれを支える体制の整備に向けた具体的な取組を進めることを要請する。

目 次

第1	制度改革のねらいとポイント	
1	現状の問題点・背景	1
2	基本的視点 ～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～	2
3	改革案の主要ポイント	4
第2	新たな法制度の基本的な枠組み	
1	法制度の目的	5
2	対象範囲	6
3	基本原則	8
4	国及び地方公共団体の責務	12
5	公的統計の整備に関する基本的な計画	14
6	国の行政機関が作成する統計	
a.	基幹統計	16
b.	統計調査により基幹統計を作成する際の規律	19
c.	行政記録を用いて又は一次統計等を加工して基幹統計を作成する際の規律	23
d.	一般統計調査に関する規律	25
7	地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査	
a.	地方公共団体が行う統計調査	29
b.	独立行政法人等が行う統計調査	31
8	行政記録の統計への活用	32
9	ビジネスフレーム（事業所・企業を対象とする共通の母集団情報）の整備	35
10	統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用	40
11	統計基準	41
12	適用除外	42
13	罰則	43
14	その他	44
第3	「司令塔」の在り方	
1	「司令塔」に関する現状認識と改革の必要性	47
2	「司令塔」の果たすべき役割	48
3	「司令塔」の有すべき機能	
(1)	「司令塔」の有すべき機能	48
(2)	各機能の必要性等	49
4	「司令塔」組織の在り方	53

参考資料

第1 制度改革のねらいとポイント

1 現状の問題点・背景

統計に係る法制度の抜本的な見直しが求められている。

本委員会の前身である経済社会統計整備推進委員会が昨年6月に取りまとめた「政府統計の構造改革に向けて」（以下「第一次委員会報告」という。）における指摘のとおり、現行の統計法制度は、創設来60年近くを経て、産業構造や調査環境の変化、統計情報の多様で高度な利用へのニーズの高まり、統計作成に係る各種リソースの制約等に直面し、経済社会の実態を充分的確に反映したデータを提供できるものとなっていない。

端的に言えば、現在の我が国の統計には以下のような問題が現れている。

- ・ 多くの統計が各府省の個別行政への利用に供することを念頭に整備されている反面、社会が広く必要としているにもかかわらず十分に整備されていない統計が見られること
- ・ 統計作成の情報源として統計調査への依存度が大きく、諸外国で近年積極的に進められている行政記録の統計への活用が進んでいないこと
- ・ 現在の社会環境や統計に対するニーズ、情報通信技術の進展等を踏まえた統計の利活用が進んでいないこと
- ・ いわゆる分散型統計機構の中で、統計行政の調整機能が統計整備の方向性の提示やそれに沿った個別統計の整備といった能動的な役割を十分に果たし得ていないこと

統計に関する現行の法制度は、各府省設置法等で政府部内の役割分担を規定しつつ、統計作成に係る具体的な規律に関して統計法（昭和22年法律第18号）を中心に、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）と関係の下位法令で規定する仕組みとなっている。上記の統計二法は、統計行政の法的な基盤として、第二次大戦により壊滅状態となった我が国の統計を再興し、政府の政策立案等に必要な基礎データを提供することを通じて、戦災からの急速な復興とその後の経済成長にも大きな役割を果たしてきた。

これらの法令については、今日までの間、個人情報保護法制等他の法令の制定・改廃に合わせた改正や解釈・運用による対応によって統計を取り巻く環境の変化に対応すべく努力が重ねられ、それが統計作成側の努力や事業者・国民の協力とも相まって、我が国の統計が今日まで一定の水準を確保してきた事実は評価できる。他方で、統計を取り巻く様々な環境変化の中で、そうした取組によっては対応しきれない問題が上記のとおり現れていることもまた事実で

ある。

例えば、プライバシー意識や企業の情報管理意識の高まり、ライフスタイル・企業活動の多様化などを背景として、調査員による統計調査を取り巻く環境は近年一段と厳しくなっており、報告者の負担軽減を図りつつ正確な統計を作成するための新たな対応が必要になっている。また、簡素な政府を目指して行政の一層の減量・効率化が求められる中、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）における取組に明記されているとおり、統計の正確性・信頼性、報告者の秘密保護を前提として、統計調査の市場化テスト・民間開放に向けた積極的な取組も求められている。

近年、政策決定過程の透明化、国民に対する説明責任といった要請の中で「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）の考え方が重要になっており、複雑な経済社会の動向や実態をより深く分析・理解する必要から、統計調査を基に作成される統計のみならず、行政機関等の業務運営の中から得られる様々な情報や統計調査の結果を加工して作成する統計（業務統計・加工統計）への注目・関心もこれまでになく高まっている。

さらに、近年の情報処理技術の飛躍的な発展に伴い、そのような統計について、事業者や国民といった個々の利用者が自らのニーズに応じて利用・編集・加工できるような形でデータを容易に入手できるような環境の整備も急がれている。

我が国の統計が時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、統計を取り巻く様々な問題を克服していくためには、個別の統計とそれを支える法制度の両面から改善を図ることが重要である。とりわけ、本委員会の検討対象である法制度について言えば、上記の問題の多くの部分が現行法制度の枠組みを前提にした運用改善だけではもはや根本的な解決は困難であり、政府において抜本的な改革に取り組む必要がある。

2 基本的視点 ～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

国、地方公共団体その他の公的な機関（以下「公的機関」という。）が作成する統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであるとの認識に立って、それらの統計を政府が責任をもって提供できるような法制度（当該法制度を効果的に運用

し得る体制の整備を含む。)を構築することとする。

その際、公的機関が作成する統計に関して公的機関自らがその主要な利用者であるとしても、それらの統計は公的機関のみならず事業者や国民など社会の構成員のために広く利用されるべきであり、国際連合統計委員会が1994年に採択した「官庁統計の基本原則」にもそうした考え方が示されている。

この考え方に立てば、今般の制度改革はいわば「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することを目指すものと言え、法制度の構築に当たっては、特に以下の視点を基本とし、諸外国における統計法制度や国際機関における取組等も参考に、我が国の実情に適したものとなるよう留意する必要がある。

① 作成・利用双方の視点に立って社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立すること

公的機関が作成する統計は公的リソース（予算、人員等）を用いて事業者や国民の負担と協力の下に作成され、その結果は当該統計の作成機関にとどまらず幅広く利用されるものであることから、作成・利用の双方の視点から社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立することを目指す。

② 情報源・作成方法の別にとらわれず公的機関が作成する統計の総合的・計画的・効率的な整備を可能とする仕組みを確立すること

もっぱら統計調査を対象に規律している現行の統計法制度の枠組みを見直し、いわゆる業務統計や加工統計も含めて公的機関が作成する統計全体として、総合的・計画的・効率的な整備が図られる仕組みを確立することを目指す。

③ 統計整備に関する「司令塔」機能を強化すること

各府省がそれぞれの所掌や行政目的に応じて統計を作成するいわゆる分散型統計機構のメリットも活かしつつ、政府全体を通じた効率的・効果的な統計整備が行われるよう、中長期的な視点に立って各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく「司令塔」機能の強化を図り、当該機能が十全に発揮できる体制の実現を目指す。

注1：官庁統計の基本原則 (Fundamental Principles of Official Statistics)

原則1 官庁統計 (official statistics) は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的な社

会の情報システムにおける不可欠な要素を構成している。この目的のため、公的な情報利用に対する国民の権利を尊重するよう、政府統計機関は、実際に役に立つ官庁統計を公正にまとめ、利用に供しなければならない。

注2：本報告で「(統計)整備」とは、個々の統計を作成することだけでなく、作成された統計その他の関連データを利用者の利用しやすい形で提供することのほか、統計の作成を支える種々の基盤（制度、人材、情報、技術等）をも含めて整備することを目指すものである。

なお、民間が作成する様々な統計の中にも「社会の情報基盤」として貴重な情報を社会に伝達しているものは少なくないが、それらは、民間の自由な創意と工夫によって作成、改善等が図られることで一層の発展が期待できるものであることから、新たな法制度では、後述のとおり、統計の作成主体としては公的機関のみを対象とすることとする。

3 改革案の主要ポイント

上記の基本的な視点に立って本委員会が提案する今般の改革案の主要ポイントを列挙すれば、以下のとおりである。それぞれのポイントに対応する基本的な枠組み等については、第2及び第3の関係部分において記述する。

- ① 公的機関が作成する調査統計・業務統計・加工統計をすべて対象とする法制度を整備
- ② 公的統計の基本原則を明確化し、すべての公的統計に通ずる規範として確立
- ③ 中長期的・全体的視点に立った公的統計の整備に関する基本的な計画を制度化（閣議決定）
- ④ 業務統計・加工統計も含めて公的統計の体系の根幹を成す「基幹統計（仮称）」とそれ以外の「一般統計（仮称）」に関する規律を整備
- ⑤ 統計作成の正確性、効率性、報告者負担軽減等の観点から、行政記録を統計に活用するための規律を整備
- ⑥ ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備
- ⑦ 統計データの二次的利用の促進、統計調査の民間委託に対応した規律を整備
- ⑧ 分散型統計機構の弊害を克服し得る「司令塔」の確立

注：⑦については、総務省「統計法制度に関する研究会」と連携

第2 新たな法制度の基本的な枠組み

本委員会は、現行の統計法及び統計報告調整法を中心とする法制度について、第1で述べた基本認識に立った新たな法制度の基本的な枠組みを以下のとおり取りまとめた。

以下では、枠囲みされている部分に法制度の骨格となるべき事項を、枠外にその趣旨・考え方、現行制度との関係等を、それぞれ配するようにおおむね整理しているが、法令としての用語や表記、事項の配列、規定を設ける法令等のレベル（法律・政令等）といった点については、政府における今後の立案作業において、関係法律を改める際の形式も含めて更に検討が加えられる必要がある。

1 法制度の目的

新たな法制度は、国、地方公共団体その他の公的な機関が作成する統計（以下「公的統計」という。）が社会の構成員による合理的な意思決定等を支える社会の情報基盤を構成する重要な要素であることにかんがみ、公的統計の作成、提供及び利用促進に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の有用性を確保するとともにその体系的かつ効率的な整備を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものとする。

第1で述べたとおり、国、地方公共団体その他の公的な機関が作成する統計（以下「公的統計」という。）は、国・地方公共団体や事業者・国民の意思決定、研究活動を通じた真理の探究、さらには国際社会に対して我が国の実情を客観的に伝える際に不可欠な情報として、社会の発展を支える情報基盤を構成している。

新たな法制度は、公的統計のこうした役割を背景として、公的統計の作成、提供及び利用促進について基本的事項を定めることを内容とする、いわば公的統計の基本法制となるべきものである。現行の統計法及び統計報告調整法の規定は、統計の作成面に主眼が置かれているが、社会の情報基盤としての公的統計の性格にかんがみれば、新たな法制度においては、作成に関する規律はもとより、それに並ぶ重要な要素として提供や利用促進に関する規律についても整備が図られるべきである。

後述するとおり、新たな法制度において規定される基本的事項としては、基本原則（3）、国及び地方公共団体の責務（4）、公的統計の整備に関する基本

的な計画（５）、国等が作成する統計に関する規律（６・７）、統計を作成する上での基盤となる仕組み（行政記録の統計への活用（８）、ビジネスフレームの整備（９）、統計基準（１１））、統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用（１０）等が想定される。

新たな法制度が直接の目的とするところは、これらの規律を法的な規範として定めることによって、公的統計を個々の統計としても、全体としても、有用性が確保されたものとするとともに、その体系的かつ効率的な整備が図られるようにすることである。その趣旨は、単に統計として優れた品質を備える公的統計を整備するというにとどまらず、その統計が社会の情報基盤に不可欠な情報として役に立つ、あるいは、個々又は全体としての公的統計についてその作成のために投入されるリソースに対してそこから得られる効用が高いということも含意する。そのように整備された公的統計は、社会の情報基盤として機能することによって、社会の構成員による合理的な意思決定、真理の探究等を通じて、国民経済全体の健全な発展や国民生活の向上にも寄与することになると考えられる。

上記の考え方は、後述する基本原則ともあわせて、現行の統計法及び統計報告調整法の目的（真実性の確保、重複排除、統計体系の整備及び統計制度の改善発達／報告負担の軽減及び行政事務の能率化）を包含しており、業務統計や加工統計を対象とする法制度としても対応するものとして整理される。

なお、統計法を含めて現行法制上「統計」を定義しているものは見当たらず¹、新たな法制度において「統計」についての定義規定を設けるか否かは法制的な見地から十分な検討が必要であるが、本報告においては、一般的な理解に従って、おおよそ、一定の条件（時間・空間・標識）で定められた集団について調べた（あるいは集めた）結果を集計・加工して得られた数値として「統計」ととらえることとする。

2 対象範囲

公的統計の作成主体として新たな法制度の対象とする機関は、以下のとおりとすること。

- ① 国の行政機関（会計検査院を除く。以下同じ。）
- ② 地方公共団体

¹ 諸外国の統計法制をみると、ノルウェーの官庁統計及びノルウェー統計局に関する法律（第１条第２項第１号）が「統計」とは、集団又は現象に関する数的データであって、集団内の個々の単位若しくはそのうちの選ばれた単位に関する情報の比較及び処理を通じて、又は現象の体系的観察を通じて明らかになるものをいう。」と定義している。

③ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「独立行政法人等」という。）

1で述べた目的に照らし、統計の作成主体として新たな法制度において対象とする機関は①から③とする必要がある。統計が憲法の保障する言論・表現の自由や学問の自由にも密接に関連するものであることにもかんがみれば、新たな法制度においては、①から③以外のいわば民間が作成する統計はこれを法的なコントロールの下に置かずに自由な発展・発達を期待することが適当と考えられる²。

（国の機関）

①については、具体的には、ア）内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関、イ）内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関及び宮内庁、ウ）国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（省、委員会及び庁）を想定するものである。会計検査院については、憲法上独立の機関であること、統計に関して法的な規律の対象とすべき活動実態が見られないこと等にかんがみ、新たな法制度の対象とするまでの必要はないと考えられる。

国の機関のうち国会及び裁判所については、業務活動から得られた情報を基に作成・公表された統計も見られるが、三権分立の考え方に照らせば、これらの機関を新たな法制度の対象とすることが適当とは考えられず、もっぱら当該機関の自律的な取組によって公的統計にふさわしい形で作成・提供されるべきものである。

（地方公共団体、独立行政法人等）

②については、住民に身近な行政を担う主体として、地域の実情を数量的に把握し統計として作成・提供することで、当該地方公共団体はもとより地域の事業者や住民の合理的な意思決定を支えている。これらの統計については、特に地域における社会の情報基盤として重要な役割を果たしており、国が作成する統計と整合を図りながら整備が進められることによって、公的統計全体として有用性が高まるものである。このような観点から、新たな法制度においても、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、公的統計の一翼を担うものとしてその作成主体である地方公共団体を引き続き国の行政機関と共通の法的枠組みの中に位置づけておくことが適当である。

さらに、統計の作成に関して民間に属する主体を新たな法制度の対象から除

² 現行の統計法は制度上は民間まで含めてあらゆる統計作成主体を対象範囲に含めているが、これはもともと民間の作成する統計をコントロールすることを意図したものではなく、統計法上の規律は別途政令で指定された法人（現状は日本銀行及び日本商工会議所）のみに適用され、かつ、政令で指定された法人についても法制度の運用に当たる総務大臣の関与が及ばない仕組みとなっている。

外する考え方に立つとしても、現行の統計法が制度の対象を幅広く設定した上で認可法人³の一部までを規律の対象⁴として運用されてきたこと、認可法人の中に日本銀行のように公的な性格を有し社会の情報基盤として不可欠な統計を作成している機関が含まれること等を踏まえると、新たな法制度において認可法人まで除外してしまうことは適当でなく、より公的な性格の強い独立行政法人及び特殊法人まで含めてそれらの法人類型を公的統計の担い手として制度の対象としておく必要がある。

ただし、②③に属する個別の作成主体に関して統計調査の届出のような実体的な規律の対象とする必要があるか否かについては、当該法人が現に行う統計活動の実態等を見極めた上で個別に判断することが適当であり、そのような仕組みを設けることとする（7 a. b. 参照）。地方独立行政法人については、新たな法制度において直接的に対象とするまでの必要はないと考えられるが、地域における統計の作成主体として必要な場合には各法人を設立する地方公共団体において適切な措置を講ずることが期待される。

（統計の情報源・作成方法による別）

新たな法制度においては、統計の情報源や作成方法の別（いわゆる調査統計・業務統計・加工統計⁵の別）を問わず、また、自ら作成するものと他に委託して作成するものとを問わず、広く統計一般を対象とすることが適当である⁶。ただし、具体的な規律の適用については、後述のとおり、統計の情報源や作成方法等に応じた仕組みとする。

3 基本原則

2①から③に掲げる機関が統計を作成するに当たっては、以下の基本原則にのっとり、社会の構成員によって広く利用される有用な情報として統計を作成・提供するよう努めるものとする。

① 公的統計は、特定の利益や立場に偏することなく、客観的に作成され、公表されなければならないこと。

³ 本報告では、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

⁴ 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）に個別に規定され、現状で日本銀行及び日本商工会議所が指定されているほか、過去には旧三公社（日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社）等も指定されていたところである。

⁵ 一般に、「調査統計」とは統計を作成することを目的として行われる調査（統計調査）によって得られた調査票を集計することにより作成される統計を、「業務統計」とは行政記録を基に作成される統計を、「加工統計」とは調査統計、業務統計その他のデータ（以下「一次統計等」という。）を一定の方法で加工することにより作成される統計をそれぞれ意味するものと理解されている。

⁶ 現行の統計法においても、統計の情報源や作成方法によって制度の対象から全般的に除外されているものはない。

- ② 公的統計は、それによって表そうとする現実を可能な限り忠実に反映させた、利用者に信頼されるものでなければならないこと。
- ③ 公的統計は、関連する他の統計と比較が可能となるように作成されなければならないこと。
- ④ 公的統計は、その作成のために収集されたデータについて、個々のデータ主体に関する秘密が保護されなければならないこと。
- ⑤ 公的統計は、その情報源、作成方法、公表時期等に関する情報が明らかにされなければならないこと。
- ⑥ 公的統計は、必要な品質を確保した上で速やかに公表されなければならないこと。
- ⑦ 公的統計は、品質、適時性、費用及び報告者負担の観点から最も適切な情報源・作成方法によって作成されなければならないこと。
- ⑧ 公的統計は、当該統計に係る基本的な情報を含めて、利用者の需要に応じた形で容易に入手・利用できるように提供されなければならないこと。

(基本原則の意義・性格)

公的統計は社会の情報基盤を構成する重要な要素であるとの基本的な認識に立ち、そのような役割を担う公的統計を作成する主体が拠るべき基本原則を新たな法制度の中で明確にすることとする。

公的な機関が作成する統計に関する諸原則は、国際連合統計委員会が1994年に採択した「官庁統計の基本原則」、EU「共同体統計に関する理事会規則」⁷等においても明確化されている。終戦直後に制定された現行の統計法は第1条に「真実性の確保」、「統計調査の重複排除」、「統計の体系整備」及び「統計制度の改善発達」という4つの目的を掲げており、その基本的な精神は今日なお継承すべきものと考えられる。これらに加え、今日のように情報処理技術が飛躍的に発達したネットワーク社会を前提に考えると、わが国における公的統計の基本法制となるべき新たな法制度においては、統計法の掲げる4つの目的、前述した国際的な規範に示される考え方等も踏まえながら、業務統計や加工統計も含む公的統計全般を念頭に基本となる原則を明らかにすべきである。

これらの基本原則は、法制度の対象となる主体が統計を作成する際に尊重すべき価値ないし規範を示すと同時に、国又は地方公共団体が統計に関する制度施策を展開する際の指針としての役割も担うものである。基本原則から直ちに具体的な権限や義務が生ずるものではなく、基本原則に示された考え方は、6(国の行政機関が作成する統計)以下で国の行政機関や地方公共団体等が統計を作成する際に従うべき規律として具体化される。

⁷ 共同体統計に関する1997年2月17日付理事会規則(E C) 322/97

なお、基本原則は、2①から③のすべての主体が行う統計活動に及ぶが、「原則」の名のとおり、できる限りの努力をもってしても各原則に沿うことができない個別ケースを一切認めないという性格のものではない。

(各原則の趣旨)

個々の原則は①から⑧に列挙のとおりであるが、それらすべてを包括する土台ともいべきものが「社会の構成員によって広く利用される有用な情報として統計を作成・提供する」こと、すなわち1で述べた「公的統計の有用性」という考え方である。公的統計が社会の情報基盤を構成する重要な要素であるためには、何よりもその情報が有用なものでなければならないことは言うまでもない。ここで「社会の構成員」とは、国民、政府、地方公共団体、事業者など公的統計を利用するすべての者を意味する。

公的統計が有用なものとなることを支える各要素が①から⑧の各原則である。

①は「中立性の原則」である。公的統計が有用性を持ち得るためには、まず、その作成や公表に当たって、特定の立場や利害に偏しない姿勢が貫かれなければならない。そのためには、客観的かつ合理的に選択された情報源や作成方法によって統計が作成され、適正な手続に従ってその結果が公表されることが重要である。

②は「信頼性の原則」である。言うまでもなく、統計が利用者の信頼を得るためには、その中に示される情報がとらえようとした対象をできるだけ確にとらえたものとなっている必要がある。この原則には、統計の真実性や正確性といった要素や、作成目的に照らして必要な精度を確保することも包含される。様々な方法の中から一定の理論的な前提を置いて作成する加工統計に関しては、「真実性」といった表現が必ずしもなじまないとも考えられることから、「それによって表そうとする現実を可能な限り忠実に反映」との表現で統計一般に通ずる考え方として示すこととした。

③は「比較可能性の原則」である。この原則は、統計が社会の多様な現象を様々に比較できる情報を提供することで有用性を高めることを示すものである。統計に用いられる概念、定義、分類等の整合を図り、それらの基準を設定し、各統計がその基準を共通して用いることなどが典型である。ここで「関連する他の統計」とは、把握対象における分野間等の関係のみならず、当該統計に係る過去のデータや国際的な標準にのっとり作成される諸外国の統計も含む。

④は「秘密保護の原則」である。この原則は、統計の作成から利用に至る全過程において、あるいはデータの保存・廃棄といった取扱いにおいて、個々のデータ主体に関する秘密が保護されるべきことを明らかにするものである。保

護されるべき秘密は、それが自然人に関するものか法人に関するものであるか、統計調査により直接得られたものかそれ以外の行政活動から間接的に得られたものかを問わない。

⑤は「透明性の原則」である。統計はその結果が公表されるだけでは社会に有用な情報を提供し得ない。統計が有用な情報となるためには、どのような情報を用いて、どのような方法で統計を作成し、どのような時期（周期）に公表されるのかといった関連情報があわせて不可欠である。統計の作成方法に関する大幅な見直しが行われる場合には、そうした情報があらかじめ提供されるべきという手続に関する透明性も含まれる。そうした情報が公にされることは、利用者にとって意味を持つだけでなく、統計調査の対象者にも自己の情報が利用される目的・方法等を伝えることとなり、作成主体にとっても、利用者等からの提案・批判を通じて統計改善の契機ともなり得る。

⑥は「適時性の原則」である。いかに優れた統計であっても、社会が必要とするタイミングを逸して提供されるものは有用な統計となりえない。公的統計は、公的なリソースを用いて作成される情報であり、一定の品質を確保するために必要な処理が行われた後は関連情報とあわせて速やかに公表されなければならない。品質を確保するためのプロセスを効率化する努力は常に求められるが、言うまでもなく、当該統計の目的に照らして必要な品質が確保されないまま早期に公表することまで要請する趣旨ではない。

⑦は「効率性の原則」である。今日、多様なデータを高度に処理できるようになり、ある統計を作成するに当たっても情報源・作成方法に複数の選択があることが少なくない。調査対象者に回答を求める統計調査によらなければ必要な品質を確保できない場合もあれば、行政機関が保有する各種の情報から費用も時間もかけずに正確な統計が作成できる場合もある。公的リソースを用いて作成される統計は、品質、適時性、費用、報告者負担といったそれぞれ相反することの多い要素の中で、その統計の目的に照らして最も適切な情報源・作成方法によるべきことを明らかにするものである。

⑧は「統計への容易なアクセスの原則」である。IT社会の到来によってデータの受け渡しに伴う物理的・空間的制約は大きく低減され、統計へのアクセスはかつてに比べて容易なものとなっている。しかし、公的統計へのそうしたアクセスが真に意味を持つためには、関連情報も含めて統計が利用者の需要にも十分に対応した形で入手・利用できるように提供されることが求められる。

4 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国は、基本原則にのっとり、公的統計の整備に関する総合的な施策を策定・実施するとともに、全国的な視点に立って整備されるべき公的統計の作成・提供に当たるものとする。
- (2) 地方公共団体は、基本原則にのっとり、国に準じた施策の策定・実施に当たるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の需要に応じた公的統計の作成・提供に当たるものとする。
- (3) 国及び地方公共団体は、公的統計の整備に当たり、相互に連携協力するものとする。

新たな法制度においては、公的統計の整備に関する施策の策定・実施、個別の統計の作成・提供に関して、国及び地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明らかにすることとする。

(公的統計における国と地方の役割)

地方自治法（昭和22年法律第67号）（第1条の2）に定める国と地方の関係に関する根本原理等を踏まえ、公的統計の整備に関する施策及び個別統計の作成・提供に関して、国と地方の役割分担の考え方を整理したものが(1)及び(2)である。

すなわち、公的統計の分野において、国が全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策としては、例えば、公的統計に係る法制度の整備、国全体の立場からみた公的統計の体系の整備、統計基準の設定、公的統計に関する総合的な情報の提供等を挙げることができる。また、個々の統計に関して言えば、国民経済や国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す統計は、全国的な視点に立って整備すべきものであって国が作成・整備すべきものと考えられる。

他方、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する主体であり、公的統計の分野においても、住民に身近なものはできる限り地方公共団体に委ねるとの基本的な考え方に基づいて国との役割分担が整理されることとなる。

公的統計の整備に関して、地域における公的統計の作成主体としての地方公共団体は、国が全国的な規模で又は全国的な視点で作成する統計と適切に役割分担しながら、自らの政策決定や地域の事業者や住民のニーズに対応するために統計を作成・公表することが求められる。そのような統計は、各地方公共団体において、調査統計・業務統計・加工統計を問わず、現に多数作成されてお

り、地域における情報基盤として重要な役割を果たしている。新たな法制度においては、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する立場から、後述（7 a.）のとおり、政令で定める地方公共団体のみを対象とした国の行政機関とは別建ての仕組みを設け、かつ、その規律も秘密の保護等必要最小限度のものとしている。しかしながら、公的統計の作成主体という意味では規模の大小を問わず地方公共団体も基本原則にのっとり統計を作成することが求められることにもかんがみれば、新たな法制度において実体的な規律が適用されない地方公共団体も含めて国が講ずる各種の施策に準じて、自らが作成する統計に関して条例等の整備を始め自律的な取組を進めていくことが期待される。

（国と地方の連携協力）

国が行う大規模な統計調査には、地方公共団体における統計関係組織によって実施に関する事務の一部が処理されるものが多くあり（法定受託事務）、そうした統計調査を円滑・確実に実施するためには、両者の双方向の連携協力関係が重要である。また、統計調査の場合に限らず、国民経済計算と県民経済計算との関係のように、国と地方公共団体とが協力することでより有用な統計となるものも見られること等にもかんがみれば、新たな法制度においては、(3)のとおり、公的統計の整備に関して、両者の連携協力に関する規律を設けることが適当である。

（事業者・国民⁸についての考え方）

統計調査の対象となる事業者・国民については、真に必要な場合には6 b. (1) ①又は各地方公共団体が策定する条例により申告義務を課することができること等にかんがみ、一般に統計調査に協力すべき旨の責務規定を新たな法制度の中に設けることとはしない。

事業者や国民は、統計調査の対象として自らの情報を提供するという受け身の立場にとどまるものではなく、出来上がった統計を自ら利用し、また、統計を利用して立案・実施される国や地方公共団体の施策等を通じて直接間接に様々な利益を享受し、さらには社会の情報基盤を支える積極的な役割をも担うものである。こうした立場にかんがみれば、責務に関する規律の有無に関わらず、事業者や国民には統計調査に対して自発的に協力することが期待されるところであり、公的機関においても、広報・啓発活動等を通じて事業者や国民から理解と協力を得るための一層の努力が求められる。

⁸ 日本国籍を有していなくても、我が国に居住し統計調査の対象となる者を含む。本報告の他の部分において同じ。

5 公的統計の整備に関する基本的な計画

- (1) 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本計画は、以下に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 計画期間
 - ② 公的統計の整備に関する施策の推進に関する基本的な方針
 - ③ 公的統計の整備のための措置に関する事項
 - ④ その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- (3) 制度所管大臣は、第三者機関の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。基本計画の案を作成するに当たって、制度所管大臣は、広く国民の意見を求めるための措置を講ずるものとする。
- (4) 基本計画は制度所管大臣がフォローアップ（計画の進捗状況の把握・評価）を行い、その結果を第三者機関に報告するものとする。また、第三者機関は、制度所管大臣に対する計画の改定の勧告も含め、当該フォローアップに対して意見を述べるができるものとする。

（基本計画の意義）

新たな法制度においては、公的統計の整備に関する基本的な計画（仮称。以下「基本計画」という。）を策定する仕組みを新たに設け、後述する制度所管大臣による個別統計への関与とあわせて、我が国の分散型統計機構を前提としつつ、公的統計の整備を総合的・計画的に推進することとする。

これまでの運用においても、統計審議会や政府部内の統計主管部局長等によって統計行政に関する中・長期的な構想や取組が取りまとめられてきたところであるが、その制度的な位置づけ等から、統計関係部局以外も含めた政府全体の方針として強力な取組が進められることとはなっていない。新たな法制度では、公的統計の整備に関して基本となる計画を内閣の意思決定として定めることによって、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、公的統計を総合的かつ計画的に整備しようとするものである。

（基本計画の内容）

基本計画の計画期間（(2)①）については、周期的に行われる大規模な統計調査の間隔が5年であること等を考慮すると、10年を視野に入れつつおおむね5年間を対象とすることが考えられるが、計画期間の途中であっても、社会

経済情勢の変化に伴って内容を改める必要が生じた場合には計画期間の満了を待つことなく、適宜必要な見直しを行い得るものとするのが適当である。

基本計画において定めるべき内容（(2)②から④）は、公的統計の整備に係る政府の基本的な考え方や取組を広く対象とするものとするのが適当である。具体的には、例えば、ア）統計行政全般に関する基本的方針、イ）重点的に統計を整備すべき分野、ウ）個別統計の新設・改廃・見直し、エ）指定・承認に係る方針、オ）統計品質の向上、カ）新たな調査環境への対応、キ）報告者負担の軽減、ク）産業分類などの統計基準の設定、ケ）統計データの提供、コ）統計データの利用促進、サ）民間委託、シ）人材の確保・育成、ス）国際協力、セ）専門技術の向上といった事項が想定される。その具体的な内容や記述の重点化等は、制度所管大臣が案の作成時に公的統計を取り巻く環境を踏まえて適切に判断することが適当であるが、閣議決定の後には関係府省がそれぞれの所掌に応じて取組を推進する立場に置かれることになることから、関係府省とも緊密な連携・意思疎通を図りつつ、各取組に関する担当府省、取組の手順や時期等ができる限り明確になるように記述される必要がある。特に重要な統計調査について複数の調査実施者が予定される場合には、調査の円滑・確実な実施が確保されるよう基本計画において当該調査の実施方法や役割分担等ができる限り明確化しておくことが望ましい。

閣議決定による基本計画において地方公共団体や独立行政法人等を拘束するような内容を盛り込むことはできないが、それらの機関が作成する統計も公的統計の一翼を担うものであり、基本計画は、当該機関の自主性・自立性に留意しつつ公的統計が全体として整合性を保ちながら整備されるような内容となるように策定される必要がある。このため、基本計画の案の作成プロセスにおいて例えばそれらの機関から意見聴取の機会を設けるなど緊密な意思疎通を図ることを前提に、それらの機関が行う取組に関しても、国の行政機関が行う取組と相互の連携を確保するための取組を中心に基本的な事項を含み得るものとするのが適当である。

（基本計画の策定手続）

社会に有用な公的統計の整備を総合的に進めるためには、統計体系全体について俯瞰し、個々の統計相互の関連性・整合性に配慮する必要があると同時に、公的統計を利用する者のニーズが適切に反映されたものとして基本計画が定められる必要がある。このため、制度所管大臣が基本計画の案を作成する過程において、統計に関する専門技術的知見を有する者、統計の利用に関して識見を有する者等から成る第三者機関の意見を聴くこととする。案の作成過程においては、利用者等の要望をより幅広く吸い上げる観点から、第三者機関の調査審議以外の形によって、国民の意見を広く求めることも必要と考えられ、例え

ば、いわゆるパブリックコメント、多様な利用者との意見交換、第三者機関による公開ヒアリングといった形で国民の意見を求めるための措置を講ずることが適当である。

(基本計画のフォローアップ)

基本計画の実効性を担保する観点から、(4)のとおり、制度所管大臣による評価・見直しの仕組みを設けることとする。具体的には、基本計画の着実な実施を推進する観点から、制度所管大臣が基本計画のフォローアップ（計画の進捗状況の把握・評価）を行い、基本計画の案を調査審議した第三者機関にフォローアップの結果を報告することとするとともに、第三者機関は、制度所管大臣に対して基本計画を改定すべきことを勧告することも含め、当該フォローアップに対して意見を述べるができることとすることが適当と考えられる。また、現在、制度所管部局（総務省政策統括官（統計基準担当））が各府省の統計事業に係る概算要求の内容を審査の上、財政当局に適切な予算措置が講じられるよう要請しているところであるが、新たな法制度においては、この審査を基本計画の内容を踏まえた形で行うことにより、基本計画の推進にも一層の効果が期待できる。

6 国の行政機関が作成する統計

a. 基幹統計

- (1) 国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成すべきものを「基幹統計」（仮称。以下同じ。）とし、制度所管大臣がこれを指定するものとして指定すること。制度所管大臣は、社会経済情勢の変化等に応じて、基幹統計として指定しておく必要がなくなった場合にはこれを解除するものとして指定すること。制度所管大臣は、基幹統計を指定し又は指定を解除するときは、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとして指定すること。
- (2) 基幹統計について、行政機関が遵守すべき以下の規律を設けること。
 - ① 結果及び基本情報をインターネットその他の適切な方法で公表すべきこと。
 - ② 結果の公表期日及び公表方法をあらかじめ公表すべきこと。
 - ③ 結果の表章に当たってそれに含まれる個体の秘密を保護すべきこと。
 - ④ 結果及び基本情報を電磁的記録その他の適切な方法で保存すべきこと。

(3) 基幹統計を作成する行政機関において(2)①②④の規律に従い難い場合には、制度所管大臣の承認を得るものとする。制度所管大臣は、承認を行おうとするときは、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

(基幹統計の位置づけ等)

今後の統計整備を支える制度的基盤として、新たな法制度においては、現行制度では事実上規律が及ばなかった業務統計や加工統計をも念頭に、国の行政機関が作成する統計に関して、各統計の位置づけ、作成プロセスの特性等に応じた規律を整備することとする。

国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成すものを「基幹統計」（仮称。以下同じ。）とし、基幹統計以外の統計（「一般統計」（仮称。以下同じ。））とは区分して、統計の作成結果である統計表等のアウトプットとその作成プロセスに関して、その役割・位置づけにふさわしい規律をそれぞれ設けることとする。

新たな制度における基幹統計は、制度上の位置づけとしては、おおむね現行の統計法における指定統計⁹に相当するものとなるが、現行制度では指定したとしても他の規律を適用する余地のない業務統計や加工統計、複数の行政機関が別個に統計調査を行って最終的に一つの成果物を生み出すような統計についても、今後は必要に応じて指定できるような制度として構築する。

(基幹統計の指定及び解除)

基幹統計の重要性に照らせば、その指定については、現行制度と同様、公的統計全体を視野に入れて体系的な整備に責任を負うべき制度所管大臣がこれに当たることとすべきである。基幹統計としての指定の契機については、現行の指定統計と同様、当該統計の作成主体からの要請によることも、制度所管大臣の側の発意によることも、制度としてはいずれにも対応できる仕組みとすることが適当と考えられる。また、基幹統計の全体が社会経済情勢の変化に適合したものとなるよう、制度所管大臣が基幹統計としての指定を解除できる仕組みを新たに設ける必要がある。

現行の指定統計は条文上どのような統計を指定統計とするか定められていないが、新たな法制度においては、基幹統計の指定に当たって、国民生活や国

⁹ 統計法は目的（第1条）及び指定統計（第2条）を除きもっぱら統計調査を規律の対象としている。SNA（国民経済計算）やCPI（消費者物価指数）のような統計調査以外のプロセスによって作成される統計は、国民生活や政策運営に極めて重要な統計であったとしても、指定統計には指定されていない。

の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す統計であることを基本的な考え方とすることが適当である。より具体的なメルクマールを客観的・外形的な形で定めることは困難と見込まれ、また、公的統計や時々の経済社会を取り巻く状況によっても変わり得るものであることから、実際には個々の統計ごとに制度所管大臣が個別に判断せざるをえないと考えられるが、新たな法制度においては、基幹統計の指定が一定の考え方に基づいて安定的に行われるよう、政令、基本計画等においてできる限りその具体化を図ることが望ましい。

基幹統計の指定に当たっては、当該統計が公的統計の体系の根幹を成すものとして、どのようなアウトプットをその範囲とするかというだけでなく、当該統計がどのような方法で作成され、精度の確保を含めてどの程度の品質を期待し得るかといった観点からの審査が行われることとなる。すなわち、実際の運用においては、統計調査の場合には b. で述べる基幹統計調査の審査・承認と一体的に、業務統計・加工統計の場合にはその作成・推計方法の確認と一体的に、それぞれ基幹統計の指定が行われることになると想定される。

解除については、経済社会情勢の変化によって指定の要件に該当しなくなった場合に行われることとなる。基幹統計としての指定に期限を設けて当該期間経過後に指定を更新する仕組みも考え得るが、基幹統計の役割に照らすと対外的にも一定の安定性・継続性を重視する必要がある、そのような仕組みは設けないこととする。

制度所管大臣による指定又は解除に当たっては、基幹統計が特に高度な専門性と中立性を求められることにもかんがみ、学識経験者から構成される第三者機関の意見を聴くこととすることが適当である。

基幹統計は公的統計の体系の根幹であると同時に、それを作成するプロセスにおいて国民の義務（申告義務等）にも関わることから、制度所管大臣が指定又は解除を行ったときはこれを広く明らかにすることとする。

（基幹統計に係る規律）

アウトプットとしての基幹統計に関して(2)①から④の規律を設けるものとする。規律の対象となる基幹統計の範囲は、基本的には、制度所管大臣が指定する際に基幹統計とすべき統計表の基本的な属性（統計表の表頭・表側）を特定することで画定し得ると考えられるが、SNA（国民経済計算）のような包括的な勘定体系を指定する場合も念頭に置いて、基幹統計の外延を明確に画定する手法を検討する必要がある。

公的統計がどのような情報源・作成プロセスで作成されるかにかかわらず、すなわち調査統計・業務統計・加工統計の別を問わず、アウトプットだけに着目すれば、それらはいずれも数的なデータの集合であって、法的な規律によ

て確保すべき要素に関して本質的な違いは見出し難い。それらの基本的な要素が(2)①から④に掲げる規律であり、基本原則との対応でみると、①及び②が「透明性の原則」を、③が「秘密保護の原則」を、基幹統計のアウトプットに係る実体的な規律としてそれぞれ具体化するものとなる。①の「基本情報」とは、作成主体、情報源、作成・推計方法、基礎的な概念・定義・分類、利用に当たっての留意事項等であり、これらが結果と合わせて利用者に提供されることにより、基幹統計の結果の適切な利用・解釈が促進されることとなる。④は、過去の基幹統計の結果や基本情報にもアクセスできるための前提として「統計への容易なアクセスの原則」に連なるものであり、基幹統計が公的統計の根幹として社会の情報基盤を構成すること、情報処理技術の飛躍的な発展によりデータ保存の物理的・技術的制約が大幅に低減していること等にかんがみれば、その結果及び基本情報は長期にわたって保存されるべきである。これらは基幹統計に当然に要請される品質というべきものであって、例外的に①②④に従い難い場合があれば、運用の厳格性の確保及び恣意性の排除の観点から、制度所管大臣があらかじめ第三者機関の意見を聴いた上で承認を行うこととすることが適当である。

(地方公共団体が作成する統計との関係)

現行制度においては、地方公共団体が作成する統計についても指定統計とすることができる仕組みとなっているが、これまでの運用実績に照らしても、国全体としてみて公的統計の根幹を成すような統計を地方公共団体が自ら作成することは想定し難く、また、基幹統計の枠組みにおいて後述のような制度所管大臣の様々な関与を受けることとなること等に照らせば、新たな法制度においては、地方公共団体が作成する統計について国の行政機関とは別建ての仕組みとすることが適当である。

(現行の指定統計からの移行に当たっての留意)

現行制度から新たな法制度への移行に当たっては、これまでの指定に当たっての運用上の考え方も踏まえて、基幹統計として指定する際のメルクマールを十分整理した上で、指定統計のうち現に継続されているものの取扱いに無用の混乱を生じさせることのないよう留意すべきである。

b. 統計調査により基幹統計を作成する際の規律

(1) 基幹統計（一次統計等を加工して作成するものを除く。）を作成するために行う統計調査（以下「基幹統計調査」という。）の実施に関し、以下の規律を設けること。

- ① 調査対象者に対して申告を命ずることができること。

- ② 調査のため、必要な場所への立入り・検査、資料提供の求め等を行うことができること。
- ③ 調査を行うに際して必要な場合には、関係行政機関の長又はその他の者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができること。
- ④ 調査の結果知られた調査対象者等の秘密を保護すべきこと。
- ⑤ 調査票は統計上の目的以外に使用してはならないこと（ビジネスフレームに関する利用を除く。）。
- ⑥ 調査票等を適正に管理するために必要な措置を講ずべきこと。
- ⑦ 個々の統計調査について必要な事項については、命令で定めること。主務大臣（調査実施者がその下に属する大臣等）が命令の制定及び改廃を行う際は制度所管大臣に協議すべきこと。
- ⑧ 統計調査に関する事務の一部について、地方公共団体が処理することとすることができること。

(2) 統計調査を行って基幹統計を作成しようとする行政機関は、当該統計調査に関し、目的、調査事項その他の一定の事項についてあらかじめ制度所管大臣の承認を得なければならないものとする。承認を得た後に、調査を中止し又は承認を得た事項を変更しようとするときも制度所管大臣の承認を得なければならないものとする。

(3) 制度所管大臣は、必要があると認めるときは、調査実施者に対し、統計調査の変更又は中止を求めることができるものとする。

(4) 制度所管大臣は、必要があると認めるときは、統計調査の実施の状況を監査し、必要に応じて調査実施者に対してその改善を勧告することができるものとする。

(5) 制度所管大臣は、基幹統計の作成又は改善のために必要があると認めるときは、関係行政機関その他の者に対して、調査実施者に必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができるものとする。

(6) 制度所管大臣は、(2)から(5)に関して、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

（基幹統計調査に係る規律）

一般に、統計調査は、統計を作成する際に最も基本的な方法の一つであり、調査対象者に対して一定の事項に関する情報の提供を求め、調査対象者から得られた様々な情報を処理して統計を作成するものを指す。統計調査は、当初から統計を作成することを目的に行われることから、設計上の自由度が高く意図

する統計を正確に作成しやすい反面、一般に、作成側で相当程度のコスト・労力を要するほか、調査対象者に回答に伴う負担を求めたり、調査対象者の秘密に属する情報を収集したりすることとなるため、一定の法的規律の下に置く必要がある。

前述のとおり、新たな法制度における基幹統計は公的統計の体系の根幹を成すものであるから、それを作成するために行われる統計調査（「基幹統計調査」という。以下同じ。ただし、加工統計が基幹統計として指定される場合に、当該加工統計の素材となる情報を収集するために行う統計調査がそのことをもって直ちに基幹統計調査に該当するものではない¹⁰。）は、調査対象者に対して正確な情報の提供を要請し得る仕組みとする必要がある。このため、調査対象者に対して申告義務を課し、必要な場合には調査実施者が関係者に対して協力を求めることができることとする一方、そのようにして取得した情報を適正に管理・利用すること等を担保するため、現行制度における指定統計と基本的に同様に（1）①から⑧の規律を設けることが適当である。

このうち①について現行の統計法（第5条第1項）は「人又は法人」を対象としているが、今日の経済活動の多様化・国際化等の進展にもかんがみれば、法人格を有しない団体や外国企業の日本事業所などのように我が国において実体的な社会経済活動を行う独立の主体も調査対象としての確にとらえることができるよう、その位置づけを明確にしておく必要がある。また、⑤については、統計データの二次的利用に関して、総務省「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）の報告を踏まえた措置との整合にも留意する必要がある（10参照）。現行制度における調査票の管理は、秘密の保護や安全性の確保の観点から、使用後に当該調査票の情報を廃棄することを原則として運用されており、後述するビジネスフレームのように調査票から得られる情報を基にして継続的に事業所・企業に係る母集団情報を管理・提供するシステムには十分に対応できないため、ビジネスフレームに関しては必要な規律を別に整備するものとする（9参照）。⑥は、調査票等に記載された情報を安全に管理するという側面にとどまらず、当該情報を統計データとして有効に利用するための基礎ともなる規律である。

（制度所管大臣による関与）

調査実施者が行おうとする統計調査が基幹統計を作成するためのものとして適切なものとなっているか、制度所管大臣が公的統計の全体を視野に入れて事前に調整するとともに、必要に応じて調査の適正な実行やその後の改善にも

¹⁰ 新たな法制度においてある加工統計が基幹統計に指定された場合、その素材となる調査統計を作成するプロセスには当該調査統計それ自体の位置づけに応じて基幹統計調査又は一般統計調査としての規律が適用されることとなる。

関与し得る仕組みとする必要がある。新たな法制度における制度所管大臣の関与に当たっては、後述する一般統計調査(6 d.)に関するもの等も含めて、できる限りその基準となる考え方をあらかじめ明確にした上で、制度運用の安定性・透明性が確保されることが望ましい。

〔審査・承認〕

基幹統計を作成するために行う統計調査について、(2)のとおり、調査実施者が調査の目的、調査事項その他一定の事項について制度所管大臣の承認を得ることとし、承認の申請を受けた制度所管大臣において、調査実施者の行おうとする調査の内容・方法が調査目的等に照らして妥当なものとなっているか、他の統計調査と重複したり、調査対象者に過重な負担を課すようなものとなっていないか等の観点から審査を行い、第三者機関の意見も聴いた上で承認する仕組みを設ける。この仕組みにおいて、一つの統計調査について複数の行政機関が共同で調査実施者として申請を行うことも想定される。なお、現行の制度運用と同様、承認を受けた事項を変更することなく継続的に行われる基幹統計調査については、実施の都度、制度所管大臣の承認を受けることを要しない。

〔変更又は中止の求め等〕

(3)(4)により、制度所管大臣が自らの承認した調査の適正な実施や改善に関与できる仕組みとする。(3)に関連して現行制度では、制度所管大臣(総務大臣)が関係行政機関の長等に対して指定統計調査の実施を求められることとなっているが、新たな法制度においては、政府レベルの決定として基本計画を定める仕組みとし、基本計画に基幹統計に関する取組を盛り込むことによってその実行が政府レベルの合意として担保されると考えられることから、制度所管大臣による実施の求めに関する規定を設けるまでの必要はないと考えられる。

〔制度所管大臣による関係機関等への協力要請〕

(5)は、公的統計の整備に責任を負う制度所管大臣が、その根幹となる基幹統計について調査実施者を支援するための仕組みである。基幹統計調査について「効率性の原則」の趣旨を反映させる手段とも言える。これは、調査対象者の正確な把握や調査事項の補充等のため関係機関等が保有する様々な情報を活用することで統計調査の正確性・効率性が改善すると見込まれる場合であって、(1)③による調査実施者からの求めによっては関係機関等との間の調整が整わないときを念頭に、制度所管大臣がその必要性・有効性を見極めた上で、公的統計全体を整備する観点から、関係機関等に対して調査実施者への協力を要請できるようにするものである(国の行政機関に対してその保有する情報を提供しよう要請する場合について8(2)参照)。

この要請は相手方を法的に拘束する性格のものではないが、調査実施者の個別の判断を超えて公的統計全体の立場から制度所管大臣がその必要性・有効性

を認めたものとして、要請を受けた側においても相応の対応をとることが期待される。

(第三者機関からの意見聴取)

上記(2)から(5)において、調査実施者等に対して制度所管大臣が様々な関与を行う局面においては、3で述べた「中立性の原則」その他の基本原則の要請にも照らして、その判断に中立性・客観性、統計技術的な専門性を制度的に担保する観点から、(6)のとおり、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとするのが適当である。また、第三者機関の構成員に統計の利用に関して識見を有する者を含めることにより、利用者のニーズを反映させることも可能となると期待できる。

(利用者からの意見聴取)

利用者の意見を聴くための仕組みとしては、現行制度においても、指定統計調査に関して本年4月から調査規則(府省令)の制定・改正時に意見公募手続(いわゆるパブリックコメント)を行うこととされている¹¹ほか、個別統計ごとに研究会、利用者向け説明会・意見交換会などの対応が行われている。新たな法制度においても、基幹統計調査に利用者の意見を反映させる観点から、調査実施者においてそうした対応を適宜組み合わせながら、統計調査ごとの特性、主要な利用者層等に応じた工夫を積極的に行っていくことが望ましい。

c. 行政記録を用いて又は一次統計等を加工して基幹統計を作成する際の規律

- (1) 行政記録を用いて又は一次統計等を加工して基幹統計を作成する行政機関が基幹統計の作成及び公表方法に関する重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ制度所管大臣に通知しなければならないものとする。
- (2) 制度所管大臣は、(1)により重要事項の変更が通知されたときその他必要があると認めるときは、基幹統計の作成及び公表の方法について、基幹統計を作成する行政機関に対して意見を述べることができるものとする。
- (3) 制度所管大臣は、基幹統計の作成又は改善のために必要があると認めるときは、関係行政機関その他の者に対して、基幹統計を作成する行政機関に必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができるものとする。

¹¹ 各主務大臣が定める調査規則の制定・改正に際して行政手続法(平成5年法律第88号)第6章(意見公募手続等)の対象となる。

- (4) 制度所管大臣は、(2)(3)に関して、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。
- (5) 基幹統計を作成する行政機関は、基幹統計の作成及び公表に関する重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ広く国民の意見を聴くよう努めるものとする。

(業務統計・加工統計の作成プロセスに関する基本的な考え方)

新たな法制度においては、現行制度では指定統計として位置づけることが事実上できなかった¹²業務統計及び加工統計についても、その重要性等に照らして基幹統計として位置づけることが適当なものについては、基幹統計として指定し、公的統計の根幹を成す統計にふさわしい規律を設けることとする。ただし、業務統計や加工統計の作成プロセスにおいては、一般に、統計の対象となる者に統計調査のような回答負担が生じないこと、調査統計ほどの予算や人員のリソースを要しないことといった特性が共通して見られるほか、業務統計には本来別途の業務目的に応じた形で得られた情報から統計が作成されること、加工統計には高度な専門性に支えられ理論面からの研究・開発によって随時改善が図られていく側面が大きいこと、といったそれぞれの特性にも適切に配慮したものとする必要がある。

(制度所管大臣の関与の在り方等)

以上の基本的な考え方に立つと、基幹統計としての業務統計や加工統計の作成プロセスに関する規律において、制度所管大臣による関与の在り方としては、b. で述べた事前の承認のような手続を設けるまでの必要はなく、もっぱら当該統計が基幹統計として備えるべき品質を確保するにふさわしい方法によって作成されているか否か、必要なタイミングをとらえてチェックすることを主眼とすべきと考えられる。このため、基幹統計としてのアウトプットに相当程度の影響を与えることが予想される作成方法や公表周期の変更といった重要事項を変更しようとするときは、(1)のとおり、基幹統計を作成する機関から、あらかじめ制度所管大臣に通知することとし、通知を受けた制度所管大臣において、(2)のとおり、当該変更に対して必要な意見を述べるができることとする。また、社会経済情勢が変化し、従来で作成方法では基幹統計として求められる品質を確保し得ないような状況において作成機関による自律的な改善が行われない場合には、制度所管大臣が能動的に意見を述べることのできる

¹² 統計法第2条の規定は、業務統計や加工統計であっても指定統計に指定することができる規定ぶりとなっているが、第3条以下の規律がもっぱら「指定統計調査」を対象としていることから、業務統計や加工統計を指定する実質的な意義に乏しい制度となっている。

仕組みとしておく必要がある。制度所管大臣による意見に沿った措置を講ずるか否かは、最終的には意見を受けた作成機関の責任において判断されることとなるが、その理由や対応の如何によって制度所管大臣が当該統計を基幹統計としておくことが適当でないとの判断に至った場合には、第三者機関の意見を聴いて指定が取り消されることもあり得ると考えられる。

(3)(4)は、b.(5)(6)と同様の趣旨である。

(利用者からの意見聴取)

(5)は、基幹統計としての業務統計や加工統計の作成等に関して重要事項が変更される際に、あらかじめ利用者の意見を聴くよう作成機関に努力を求めるものである。基幹統計調査の場合には、前述のとおり、調査規則を定める際に行政手続法に基づく意見公募手続を経ることとされており、利用者等が意見を表明する機会が制度的に保障されている。社会の情報基盤としてとりわけ重要な基幹統計である業務統計や加工統計についても、利用者の意見を作成プロセスに反映すべきとの基本的な要請は調査統計の場合と何ら変わらないものの、これらの作成プロセスにおいては統計調査のように行政機関が命令（府省令）等を定めることが想定されず行政手続法の対象とならないことから、利用者等が意見を表明するための機会が確保されるよう、新たな法制度において、そのような努力を作成機関に求めることが適当と考えられる。

d. 一般統計調査に関する規律

- (1) 国の行政機関が基幹統計以外の統計（一般統計）を作成するために行う統計調査（以下「一般統計調査」という。）に関して、以下の規律を設けること。
 - ① 調査の結果知られた調査対象者等の秘密を保護すべきこと。
 - ② 調査票は統計上の目的以外に使用してはならないこと。
 - ③ 調査票等を適正に管理するために必要な措置を講ずべきこと。
 - ④ 調査の結果及び基本情報を公表するよう努めるべきこと。
- (2) 行政機関は、一般統計調査を行おうとするときは、目的、調査事項その他の一定の事項について、あらかじめ制度所管大臣の承認を受けなければならないものとする。
- (3) 制度所管大臣の承認を受けた後、重要事項を変更することなく継続的に行われる調査（以下「内容継続調査」という。）については、実施の都度、制度所管大臣の承認を求めることを要しないものとする。
- (4) (2)による制度所管大臣の承認を得た後に、調査実施者が当該調査に係る

重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ制度所管大臣の承認を得なければならないものとする。制度所管大臣の承認を得た調査を中止しようとするときは、中止の理由及び期日を明らかにして、あらかじめ制度所管大臣に届け出なければならないものとする。

(5) 内容継続調査の調査実施者は、調査の品質確保、調査実施の効率化、報告者負担の軽減等の観点から必要な取組に努めるものとする。

(6) 調査実施者は、内容継続調査の実施の状況について、毎年度、制度所管大臣に報告しなければならないものとし、制度所管大臣においてその結果を取りまとめて公表するものとする。

(7) 制度所管大臣は、内容継続調査について、その改善を図る必要があると認めるときは、調査実施者に対して必要な措置をとるべきことを求め、調査実施者において必要な措置が講じられないときは承認を取り消すことができるものとする。

(8) 制度所管大臣は、基幹統計調査に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般統計調査の調査実施者に対し、統計調査の変更又は中止を求めることができるものとする。

(一般統計の位置づけ等)

新たな法制度においては、国の行政機関が作成する統計のうち a. で述べたような重要な役割を担うものを基幹統計として公的統計の根幹に位置づけ、そうした位置づけにふさわしい規律を設けることとしている。国の行政機関は、そのような基幹統計以外にもそれぞれの業務の目的に応じて様々な統計も作成しており、それらの中にはもっぱら行政目的で用いることを念頭に作成され、必ずしも広く一般に利用されることを直接の目的としていないものもあるが、そうした統計であっても公的なリソースを用いて作成されていることに変わりはなく、社会の情報基盤としての公的統計の一角を占めるものと理解すべきものである。

他方で、そのような理解に立つとしても、新たな統計法制度において基幹統計以外の統計（一般統計）についてどのような規律を設けることとするかは、公的統計における基幹統計との位置づけの違い、個別の行政目的とのかねあい等に応じた規律とする必要がある。

(一般統計の作成プロセスに係る規律の在り方)

一般統計となる業務統計及び加工統計については、本来の行政目的における機動的なデータ活用や、自由な創意工夫による改善発達が十分に図られる必要

があり、新たな法制度においては、アウトプットとしての統計も含めて、制度所管大臣による関与や作成機関に対する実体的な規律を設ける必要はないと考えられる。ただし、基本原則は適用されることとなるので、各作成主体は自律的な取組の中で基本原則に示される考え方に沿って統計を作成することが要請されることとなる。

これに対して、統計調査については、基幹統計を作成するものでなくても一般に業務統計や加工統計に比べて多大なリソースを投入して、しかも、調査対象者から情報の提供を求めて作成するという特性があることから、これらを業務統計や加工統計のように各作成機関の自律的な取組のみに委ねることは適当でなく、その作成プロセス等に関して、調査対象者の秘密保護等に関する法的規律や制度所管大臣の関与の仕組みを設ける必要がある。基幹統計の場合と異なり、一般統計を作成する場合には調査対象者に申告義務を課すことができないが、任意の協力を求めるものであったとしても、調査対象者にとって過重な負担を課すことは、当該統計の正確性・信頼性を損なうおそれがあり、さらには基幹統計調査を含む他の統計調査一般への理解・協力を悪影響を及ぼすおそれがあることから、制度所管大臣によるチェックが不可欠である。

（一般統計調査に関する規律）

統計調査に関しては、現行制度において統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）や届出統計調査に係る各種の規律が設けられており、これを整理する形で一般統計を作成するための統計調査（以下「一般統計調査」という。）として、調査実施者に対する規律や制度所管大臣による関与の仕組みを設けることとする。各行政機関が多種多様な目的・調査方法で行う一般統計調査は、基幹統計調査に比べてその数が多く、制度所管大臣による承認等に当たって一定の機動性と簡素な手続等が求められることから、基幹統計におけるような形で第三者機関が関与するまでの必要はないと考えられる。国の行政機関が地方公共団体を対象として行う統計調査については、現行では指定統計調査とされている一部のものを除いて届出統計調査として総務大臣による審査・承認の対象とされていないが、国と地方の対等な関係にもかんがみれば、地方公共団体の報告負担の適否等を調査実施者のみに委ねずに制度所管大臣も関与する仕組みが必要であり、新たな法制度においては、一般統計調査（又は基幹統計調査）として整理することが適当である。ただし、制度所管大臣の審査・承認に当たっては、調査対象となる地方公共団体が統計に関して有する専門性等を加味して取り扱うことが望ましい。

(1)①から③は調査実施者等に関する規律である。このうち②は現行の統計法第15条の2第2項と同様、調査対象者を識別できない方法で調査票を使用することまでも否定する趣旨ではなく、総務省「統計法制度に関する研究会」

の報告を踏まえた形で、新たな法制度の中で実現が図られるべきものである。後述するビジネスフレームに一般統計調査の調査票に記載された情報を利用する場合の取扱いに関しては、実際の必要性等も踏まえて、新たな法制度において運用上又は制度上の対応を図ることが適当である。④は現行法制度において指定統計に係る結果を対象に原則として義務とされているものであるが、統計調査が一定の公的リソースを用いて、しかも調査対象者から情報を収集する以上、もっぱら行政内部での使用を前提に作成するものであっても、その結果は基本情報とあわせて原則として社会に提供されるべきものと考えられることから、「透明性の原則」(3⑤)等を一般統計調査についても具体化する形で努力義務として規定することが適当である。

(制度所管大臣による関与等)

〔審査・承認〕

制度所管大臣による関与については、(2)から(4)のとおり、現行の承認統計調査に係る審査・承認手続を統計体系の整備、報告者負担等の観点から事前にチェックする必要性の高いもの、すなわち新設される統計調査や重要事項の変更を行おうとする統計調査等に重点化することとし、それ以外のもの(以下「内容継続調査」という。)については、(5)(6)のとおり、調査実施者による自律的な取組と制度所管大臣の事後的なチェックの仕組みを設けることとする。ここで言う「重要事項の変更」としては、例えば、作成される統計の品質に大きな影響を及ぼすものや、報告者負担を大幅に増加させるものが考えられ、具体的には、調査員調査から郵送調査に変更するといった調査方法の変更、調査客数・調査事項の大幅な増加等が想定される。

このような仕組みとすることで、審査・承認に係る制度所管大臣・調査実施者双方の事務が真に必要なものに重点化される一方、継続的・安定的に行われる調査について調査実施者が自律的にその維持・改善に取り組んでいくことが可能となり、一般統計調査全体が一定の品質を保ちつつ効率的に作成されるものと期待できる。このような仕組みにおいては、調査実施者における自律的な取組をどのように担保するか、あるいは、社会経済情勢の変化にもかかわらず改善を怠ったまま継続される調査をどのように改善できるか、といった点が重要なポイントになる。

〔調査実施者による自律的な取組〕

新たな法制度では、内容継続調査に関して、(5)のとおり、まず、調査実施者が自律的に必要な取組を行うべきことを明らかにすることとする。具体的な対応として、統計報告調整法に定める報告調整官について、新たな法制度における役割として、制度所管大臣との連携や組織内部における自律的な取組を督促すること等を担わせることが適当である。

〔制度所管大臣による担保措置〕

内容継続調査については、(6)のとおり、調査実施者からの定期的な報告によって制度所管大臣が各調査実施者における取組状況を把握することができるようにするとともに、報告を受けた制度所管大臣がその結果を取りまとめて公表することによって社会の関心を高めながら、調査実施者の自律的な取組が適切なレベルで継続されることが期待される。

内容継続調査について、(5)による自律的な取組が機能せず、必要な見直しが行われないうまま漫然と継続されている、調査対象者や利用者から強く改善が求められている、承認時には想定できなかった問題が生じて改善が求められているといった場合には、制度所管大臣が必要に応じて随時、その改善を促すことのできる仕組みとすることが適当である。このため、(7)のとおり、調査の品質確保、調査実施の効率化、報告者負担の軽減等の観点から、制度所管大臣が、改善のために必要な措置をとるべきことを調査実施者に求めることができるものとする。また、この求めの実効性を担保する観点から、調査実施者において必要な措置が講じられない場合には当該調査に係る承認を取り消すことができることとすることが適当である。

〔変更又は中止の求め〕

(8)は、基幹統計調査が調査対象者や実施時期等の兼ね合いで、一般統計調査によって回収率の低下、調査拒否等の悪影響を受けるおそれがある場合に、制度所管大臣が当該一般統計調査の変更・中止を調査実施者に求めるための制度である。実際には、基幹統計調査であれば調査実施の相当以前から実施時期等が明らかになることから、運用において頻繁に発動されることが見込まれるものではないが、そのような状況がないとは言えず、統計体系の整備に責任を負う制度所管大臣の権限として規定する必要がある。

7 地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査

a. 地方公共団体が行う統計調査

- (1) 地方公共団体のうち政令で定めるものが統計調査を行おうとするときは、一定の事項について、あらかじめ制度所管大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査に関して、以下の規律を設けること。
 - ① 調査の結果知られた調査対象者等の秘密を保護すべきこと。
 - ② 調査の結果及び基本情報の公表に努めるべきこと。

③ 調査票等の適正な使用及び管理に努めるべきこと。

(3) 制度所管大臣は、政令で定める地方公共団体が行う統計調査が基幹統計調査に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該調査を行おうとする地方公共団体に対して、当該調査の変更又は中止を求めることができるものとする。

(基本的な考え方)

地方公共団体が地域のニーズに応じて自ら作成する統計について、現行の統計法は国の行政機関と基本的に同様に、指定統計（調査）や届出統計調査の対象としているが、新たな法制度においては、地方の自主性及び自立性を尊重する観点から、基本原則（3）と責務（4）に関する規律を前提に、国の行政機関のものとは別建ての新たな仕組みを設けることとする。

(地方公共団体が行う統計調査に関する規律)

政令において統計調査の実施に当たり制度所管大臣に届け出ることとすべき地方公共団体としては、例えば、都道府県、政令市が想定される¹³。これらの地方公共団体は、地域の広がり、人口・財政規模、地方公共団体としての権能等に照らして、相当程度の規模で統計調査を行うことが想定され、その作成する統計も地域に関する公的統計として重要な役割を担うと考えられる。もとより、地方公共団体は規模の大小を問わず地域の情報基盤たる公的統計を作成・提供しているが、それ以外の中・小規模の地方公共団体については、新たな法制度における基本原則や責務規定を踏まえて、統計の公表、秘密保護、調査票の適正管理・適正使用等自らが作成する統計に関して条例を整備するなどして一定のルールを定めて取り組むことが期待され、それを越えて新たな法制度において直接の義務等を設けるまでの必要はないものと考えられる。

なお、政令で定められた地方公共団体に関して、当該団体が自ら作成する業務統計や加工統計について規律を設けることとしていないのは、国の行政機関における一般統計の場合と同様の趣旨である。それらの地方公共団体は、業務統計や加工統計を作成する際、基本原則にのっとることが求められる。

都道府県のような公的統計の作成主体が行う統計調査については、中・小の地方公共団体が行うものに比べて、一般に相当程度の規模で行われていることから、その中で取り扱われる情報の取扱いに関して、新たな法制度において、公的統計にふさわしい必要最小限度の規律を(2)①から③のとおり整備するこ

¹³ 届出を要する統計調査の範囲に関する政令においては、統計調査の実施に当たって総務大臣に届出を要する地方公共団体として、都道府県、政令市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市）、政令市以外の市（一定の統計調査を行う場合）が定められている。

とが適当である（比較可能性を担保するための規律として11(3)）。

（制度所管大臣による変更又は中止の求め）

(3)は、国の行政機関が行う一般統計調査に対する制度所管大臣の変更・中止の求め（6 d. (8)）と同様の趣旨で設けるものである。現行制度においても、地方公共団体が行う届出統計調査に対して総務大臣が「必要と認めたとき」は変更・中止の求めを行うことができる旨規定されているが、地方自治法（第245条の3第1項）に定める関与の基本原則に照らして、新たな法制度においては、求めを発動する要件をできる限り限定かつ明確化しておくこととする。この「求め」は、求めの相手方を法的に拘束する性格のものではないが、そのような統計調査は当該地方公共団体としても住民の理解と協力を得ることが困難と見込まれ、国と地方公共団体との相互の連携協力（4(3)）によって両者の円滑な調整が図られるものと期待される。

b. 独立行政法人等が行う統計調査

- (1) 独立行政法人等のうち政令で定めるものが統計調査を行おうとするときは、一定の事項について、あらかじめ制度所管大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) 政令で定める独立行政法人等が行う統計調査に関して、以下の規律を設けること。
 - ① 調査の結果知られた調査対象者等の秘密を保護すべきこと。
 - ② 調査票は統計上の目的以外に使用してはならないこと。
 - ③ 調査の結果及び基本情報の公表に努めるべきこと。
 - ④ 調査票等を適正に管理するために必要な措置を講ずべきこと。
- (3) 国及び政令で定める独立行政法人等は、公的統計の整備に当たり、相互に連携協力するものとする。

（基本的な考え方）

独立行政法人等が作成する統計について、現行の統計法は政令（届出を要する統計調査の範囲に関する政令）で定める法人のみを対象として統計調査を行う際に総務大臣に届け出ることとしており、その意味では地方公共団体と同じように国と同じ枠組みの中で取り扱われているが、他方で指定統計（調査）の対象とはされておらず、この点で地方公共団体とは扱いが異なっている。

新たな法制度においては、独立行政法人等に関して、業務運営における自主性、効率性等を尊重する観点から国の行政機関のものとは別建てとし、a. で述べた地方公共団体とほぼ同様の仕組みを設けることとする。

歴史的な沿革や当該法人が現に作成している統計の社会的な影響力等を踏まえれば、政令で定める独立行政法人等としては、まず日本銀行が想定されるが、それ以外にも国の行政機関が行うものに匹敵する規模で統計調査を行い、秘密の保護等に関して必要最小限度の法的規律の対象とすることが適当と考えられるもの等があれば、当該法人を指定することが適当と考えられる。政令で指定されないそれ以外の独立行政法人等に対して、あるいは政令で定められた法人が業務統計や加工統計を作成する際に、基本原則が及ぶことは地方公共団体の場合と同様である。

(独立行政法人等が行う統計調査に関する規律)

日本銀行のような主体が行う統計調査は、現に相当程度の規模で行われており、秘密保護や調査票の管理に関して統計法の関係規定が適用されているほかは、主として自主的なルールの下で運用されている。新たな法制度では、独立行政法人等が行う統計調査に関して、地方公共団体とおおむね同様の規律を設けることとし、公的統計にふさわしい必要最小限度の規律を(2)①から④のとおり整備することが適当である(比較可能性を担保するための規律として11(3))。②④において地方公共団体に関する規律と若干違いがあるのは、地方公共団体においては自ら条例という法令の形で規律を整備できるのに対して、独立行政法人等はそのような権能を有しておらず、新たな法制度の中で必要最小限度の法的な規律を設けておく必要があるためである。

(国及び独立行政法人等の連携協力)

政令で定める独立行政法人等には設立法においてその自主性等に特別の配慮が要請されている日本銀行が含まれることが想定され、かつ、自ら条例を制定して調査対象者に申告義務を課すような権能を有しないことから、それらの法人が行う統計調査については、地方公共団体に対して制度所管大臣が行う統計調査の変更・中止の求めのような仕組みは設けないこととする。そのような仕組みに代えて、(3)のとおり、国と政令で定める独立行政法人等の相互の連携協力に関する規律を設けることとする。独立行政法人等が行おうとする統計調査によって、基幹統計調査に支障を及ぼすおそれがあるような場合に双方が連携協力することはもとより、より幅広く公的統計の整備一般に関して、国と政令で定める独立行政法人等が相協力することを規律することが適当である。

8 行政記録の統計への活用

(1) 国の行政機関は、他の行政機関が保有する行政記録を用いることにより公的統計の正確性若しくは効率性の向上又は報告者負担の軽減に相当程度

の寄与が認められるときは、当該行政記録を保有する機関に対してその提供を求めることができるものとする。

(2) 制度所管大臣は、基幹統計の作成又は改善のために必要があると認めるときは、行政記録を保有する機関に対して、当該基幹統計を作成する行政機関に必要な行政記録の提供を行うよう協力を求めることができるものとする。制度所管大臣は、協力を求めるときは、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

(3) 行政記録の提供を受ける行政機関における行政記録の取扱いに関して、以下の規律を設けること。

- ① 行政記録の提供を受ける際に、当該行政記録を利用して作成しようとする統計と利用の方法を特定し、行政記録を提供する機関に明示すべきこと。
- ② 提供を受けた行政記録から知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ③ 行政記録を提供した行政機関の同意を得ることなく、提供を受けた行政記録をあらかじめ特定した統計の作成以外に使用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- ④ 提供を受けた行政記録の漏えい等の防止、委託先における適切な取扱い等のために必要な安全管理措置を講ずべきこと。

(4) 行政記録の提供を受けた行政機関は、行政記録を用いて作成した基幹統計の結果を公表する際に、6 a. (2)①に定める基本情報として、利用方法を明らかにするものとする。

(5) 制度所管大臣は、基幹統計を作成するために使用されている行政記録を収集・作成している機関が当該行政記録の収集・作成方法を変更することにより当該基幹統計の作成に支障を及ぼすおそれがある場合には、当該行政記録を収集・作成している機関に対して必要な意見を述べるることができるものとする。制度所管大臣は、意見を述べるときは、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

(行政記録を統計へ活用する意義)

近年の統計調査を取り巻く環境の変化に対応し、統計の正確性及び効率性の向上、調査対象者の報告負担の軽減等の要請に応える観点から、国の行政機関が組織的に保有する各種の情報（行政記録）を積極的に統計作成に活用することとし、新たな法制度において、行政記録を保有する機関（統計作成機関と同一行政機関内の他部局等を含む。以下「保有機関」という。）に対する要請、

提供を受けた行政記録の取扱い等に関して必要な規律を整備することとする。

現行制度においては、統計法（第17条）に調査実施者が関係行政機関の長等に調査、報告その他の協力を求めることができるとの一般的な規定が設けられているが、その対象は指定統計調査に限られており、また、そのようにして提供を受けた情報の取扱いに関する規律も設けられていない。

（行政記録の提供についての求め）

〔統計作成機関による求め〕

新たな法制度においては、まず、(1)のとおり、基幹統計・一般統計、情報源・作成方法の別を問わず、国の行政機関が統計を作成する際に、他の行政機関が保有する行政記録を活用することで統計の正確性の向上等に相当程度の改善が図られると見込まれる場合に、当該保有機関に対してその提供を求めることができることとする。その際、保有機関の理解と協力を得る観点から、当該行政記録を用いる必要性、行政記録を活用することで見込まれる効果等について、提供を要請する側から十分な説明を行う必要がある。

〔制度所管大臣による求め〕

(2)は、公的統計の整備に責任を負う制度所管大臣が、その根幹となる基幹統計について行政記録の活用を促進するための仕組みである。これは、例えば、調査対象者の正確な把握や調査事項の補充等のため関係機関等が保有する様々な情報を活用することで統計調査の正確性・効率性が改善すると見込まれる場合であって、6b.(1)③による調査実施者からの求めによっては保有機関との間の調整が整わないときを念頭に、制度所管大臣がその必要性・有効性を見極めた上で、公的統計全体を整備する観点から、保有機関に対して統計作成機関への協力を要請できるようにするものである。

この要請は相手方を法的に拘束する性格のものではないが、統計作成機関の個別の判断を超えて公的統計全体の立場から制度所管大臣がその必要性・有効性を認めたものとして、要請を受けた保有機関の側においても相応の対応をとることが期待される。保有機関の本来の業務に著しい支障を及ぼすおそれがある場合のように合理的な事情があれば、統計作成機関による求めの場合と同様、当該保有機関が要請に応じないことを想定せざるを得ないが、そのような場合には、要請に応じられないどのような問題があるのかを統計側（制度所管大臣・統計作成機関）が正確に認識できるよう、その理由が明らかにされることが望ましい。このように理由が提示されることにより、保有機関に対して同様の要請が繰り返されることを避け、保有機関側の支障を解消するために統計の側で改善を図る余地がないかといった検討も進むものと期待できる。

(提供を受けた行政記録の秘密保護・安全管理)

(3)①から④は、提供を受けた行政記録を取り扱う際の基本的なルールを定めるものであり、統計を作成する行政機関に対する厳格な規律を設けることによって、提供を要請された保有機関が協力に応じやすい環境整備が進むものと期待される。これらの規律のうち秘密保護や安全管理に関する規律は、基本的に統計調査における規律と同様である。

(行政記録を用いた旨の公表)

行政記録を用いて統計を作成することは、アウトプットとしての統計を利用する際に、作成方法に係る重要な情報となることから、基幹統計の場合には6 a. (2)①に該当する基本情報として、それぞれ行政記録の利用方法を明らかにすることが求められる。一般統計の場合にも、作成プロセスに係る基本情報の一つとして、結果とあわせて公表されることが望ましい(一般統計調査に利用する場合には、6 d. (1)④に該当する基本情報として公表するよう努めることが求められる。)

(行政記録の作成方法等の変更に際しての制度所管大臣の意見表明)

行政記録の作成方法や項目等は本来それを収集・作成する行政機関の事情により随時変更されたとしてもやむを得ない面があるが、基幹統計の作成に不可欠な素材となっている行政記録に関しては、(5)のとおり、基幹統計の作成に支障を及ぼすおそれがある場合には、その変更が行われる際に、公的統計の整備に責任を負う立場から制度所管大臣が、第三者機関の意見を聴いた上で、必要な意見を述べるができることとすることが適当である。行政記録を用いて基幹統計を作成する行政機関においては、日頃から当該行政記録に係る関係行政機関の動向に留意しつつ、その収集・作成方法の変更により基幹統計の作成に支障が及ぶと見込まれる場合には、早期に制度所管大臣に対して情報提供を行う必要がある。制度所管大臣の意見を受けた行政機関においては、基幹統計が社会の情報基盤の一部として公的統計の根幹を成すものであることを十分認識した上で、業務の必要性等を総合的に勘案して適切な対応を図ることが期待される。

9 ビジネスフレーム(事業所・企業を対象とする共通の母集団情報)の整備

(1) 制度所管大臣は、公的統計作成の正確性及び効率性の向上並びに報告者負担の軽減に資することを目的として、統計調査における調査対象の抽出及び事業所・企業に係る基礎的な統計の作成を行うため、事業所・企業を

対象とする共通の母集団情報（以下「ビジネスフレーム」という。）を整備するものとする。

(2) ビジネスフレームの作成・更新・管理に関して、以下の規律を設けること。

- ① 制度所管大臣は、ビジネスフレームの作成・更新のため、(1)の目的に照らして必要な範囲の情報について、基幹統計調査の調査票を利用することができること。ビジネスフレームの作成・更新に当たって制度所管大臣が調査票を利用できる基幹統計調査及び調査票の記載事項は、あらかじめ特定してこれを明らかにするものとする。
- ② 制度所管大臣は、ビジネスフレームの作成・更新のため、関係行政機関その他の者に対して必要な情報の提供を求めることができること。
- ③ 制度所管大臣は、ビジネスフレームに含まれる情報及びその作成・更新のために用いる情報の漏えい等の防止、委託先における適切な取扱い等のために必要な安全管理措置を講ずべきこと。
- ④ ビジネスフレームの運用上知り得た秘密を保護すべきこと。
- ⑤ 制度所管大臣は、ビジネスフレームを統計調査における調査対象の抽出又は事業所・企業に係る基礎的な統計の作成以外の目的で利用してはならないこと。
- ⑥ 制度所管大臣は、毎年度、ビジネスフレームの利用状況について取りまとめて公表すべきこと。

(3) ビジネスフレームの利用に関して、以下の規律を設けること。

- ① ビジネスフレームを利用する機関（以下「利用機関」という。）は、国の行政機関並びに政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等とすること。
- ② 利用機関は、ビジネスフレームを利用しようとするときは、あらかじめ制度所管大臣に一定の事項を申請することとし、制度所管大臣の承認を受けた後にビジネスフレームを利用するものとする。
- ③ ビジネスフレームの利用を通じて知り得た秘密を保護すべきこと。
- ④ 利用機関は、ビジネスフレームから提供を受けた情報を②により承認を受けた目的以外の目的で使用（第三者への提供を含む。）してはならないこと。
- ⑤ 利用機関は、提供を受けた情報の漏えい等の防止、委託先における適切な取扱い等のために必要な安全管理措置を講ずべきこと。

(4) 利用機関は、ビジネスフレームから提供された情報を用いて基幹統計調

査を行ったときは、その結果を公表する際に、6 a. (2)①に定める基本情報として、その旨を明らかにするものとする。

(5) 国の行政機関が統計調査を行おうとするときは、当該調査の性格上ビジネスフレームから提供される母集団情報により難しい場合等を除き、母集団の選定に当たりビジネスフレームを利用しなければならないものとする。

(6) 調査実施者は、統計調査の調査履歴等に関する情報を制度所管大臣に提供するものとする。

(7) 政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等が統計調査を行おうとするときは、できる限りビジネスフレームを利用するよう努めるものとする。

(ビジネスフレームの意義等)

新たな法制度において、事業所・企業を対象とする共通の母集団情報（以下「ビジネスフレーム」という。）を制度的に位置づけるとともに、その作成・更新・管理、利用等に関する規律を設けることとする。

ビジネスフレームは、統計調査における調査対象の抽出及び事業所・企業に係る基礎的な統計の作成に活用することで公的統計作成の正確性・効率性の向上、報告者負担の軽減に資することを目的とし、公的統計を支える基盤として制度所管大臣が整備するものである。具体的には、現在、政府において取組が進められている統計調査等業務の業務・システム最適化の中で構想されている各府省共同利用型システムの一部にその機能が組み込まれることが想定される。(3)①に述べる利用機関は、事業所・企業を対象とする統計調査の実施に当たって、ビジネスフレームから調査対象の母集団を抽出することによって、適切なサンプルを得て正確かつ効率的に統計調査を行うことが可能となる。ビジネスフレームの収録事項としては、事業所・企業の名称、所在地、経営組織、業種、資本金、従業者数、調査履歴等が基本になるものと考えられるが、その詳細については、法制度やシステムの整備と並行して、関係府省において、利用可能な統計調査、行政記録等を勘案してビジネスフレームの設置目的に則した項目となるよう検討されることが適当である。

(ビジネスフレームの作成・更新・管理及び利用に関する規律)

ビジネスフレームは、我が国に所在する事業所・企業を網羅的に対象としてその情報を蓄積することによってその目的をよりよく達成し得るものであり、正確かつ効率的に情報を整備することが可能となるよう(2)①②の規律を設け

ることとする。制度所管大臣がビジネスフレームの作成・更新に調査票を用いることのできる基幹統計調査及び調査票の記載事項については、あらかじめ政令等により特定した上で明らかにすることとし、それらの基幹統計調査の対象者にそのような利用が行われることをあらかじめ示して、ビジネスフレームの透明性を確保することが適当である。この場合、ビジネスフレームの作成・更新のための制度所管大臣による利用は、法令の根拠をもって行われるものとなることから、調査票の目的外使用の制限（6b.(1)⑤）にかかわらず、調査実施者は上記により特定された調査票の情報を制度所管大臣に提供することができることとする。

制度所管大臣が(2)①以外の基幹統計調査や一般統計調査の調査票に含まれる情報を利用しようとする場合には、当該調査票を管理する調査実施者の承諾を得た上でビジネスフレームの作成・更新に用いることとなる。また、(2)①による調査票の情報のみではビジネスフレームの作成・更新に当たって十分なデータが得られない場合も想定されるため、制度所管大臣において、関係行政機関や事業者団体等に対して、事業所・企業の名称、所在地等に関する必要な情報の提供を求めることができるものとする。ビジネスフレームの精度を維持・向上させる上で必要な場合には、個別事業者に対して直接照会したり、現地で所在を確認することも想定される。

上記のように特別の仕組みによって作成・更新されるビジネスフレームは、我が国に所在する事業所・企業を網羅的にとらえて基礎的な情報を収録することになることから、とりわけ慎重な取扱いと運用の透明性が求められる。このため、制度所管大臣によるビジネスフレームの作成・更新・管理について(2)③から⑥の規律を、ビジネスフレームを利用する機関の利用について(3)③から⑤の規律をそれぞれ設けることが適当である。(2)③から⑤及び(3)③から⑤は、調査票や行政記録の取扱いに係る規律と同様のものであり、それらの情報がビジネスフレームに収録された後も同様の安全管理等の下で取り扱われることを担保するものである。また、(2)⑥は、ビジネスフレームの運用の透明性を確保する観点から、どのような機関によって、どのような統計調査に利用されているか等を、制度所管大臣が取りまとめて公表することとするものである。

(ビジネスフレームを利用する機関の範囲、運用の透明性確保等)

ビジネスフレームを利用する機関（以下「利用機関」という。）の範囲については、ビジネスフレームの目的に照らして、必要な範囲に限定することが必要であり、具体的には(3)①のとおりとすることが適当である。ビジネスフレームは我が国に所在する事業所・企業を幅広くとらえたデータベースであることから、利用機関を公的機関に限定せず民間まで含めて広く開放して民間が行

う統計調査も支援するという考え方もあり得るが、法制度やシステムがこれから整備される状況にかんがみれば、情報が収録されることとなる事業所・企業に不安を与えかねない対象まで利用機関の範囲を広げることは適当でない。まずは利用機関を公的機関に限定した上で法制度とシステムの整備を進め、その運用が安定した将来において、ビジネスフレームに情報が収録される事業所・企業の考え方等も踏まえて利用機関の範囲について改めて検討することが望ましいと考えられる。

ビジネスフレームの利用に当たっては、利用機関から制度所管大臣に対して利用目的、利用項目等一定の事項を申請した上で、制度所管大臣の承認を得ることとする。制度所管大臣においては、それらの申請事項を基に、(2)⑥のとおりビジネスフレームの運用状況を公表することとなる。

(4)は、8(4)と同様の趣旨であり、一般統計の場合にも、作成プロセスに係る基本情報の一つとして、結果とあわせて公表されることが望ましい(一般統計調査に利用する場合には、その結果の公表に当たって6d.(1)④に該当する基本情報として公表するよう努めることが求められる)。

(統計調査の実施に当たってのビジネスフレームの利用)

ビジネスフレームが(1)の目的を達成するためには、統計調査を行う公的機関ができるだけこれを利用するような仕組みとする必要がある。統計調査の中には、ビジネスフレームに収録された情報からは調査目的に沿った標本を抽出できないような場合もあり得るため、一定の例外的なケースは想定せざるを得ないものの、国の行政機関については、(5)のとおり、原則として母集団の選定に当たってビジネスフレームの使用を義務づけることが適当と考えられる。このような仕組みを有効に機能させるため、ビジネスフレームを使用する行政機関と制度所管大臣とがビジネスフレームの整備について意見交換を行うこととし、制度所管大臣が関係行政機関の意見を踏まえて使い勝手の良いビジネスフレームを構築していくことが適当である。

また、ビジネスフレームが報告者負担の軽減に効果的に機能するためには、国の行政機関が行う統計調査について、どのような事業所・企業を対象として実施されたかという情報や、当該調査によって把握された調査対象に関する情報等が随時ビジネスフレームにフィードバックされる必要があり、調査実施者が当該情報を制度所管大臣に提供するものとする。

政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等についても、ビジネスフレームから母集団情報を抽出することで統計調査の正確性や効率性が向上し、公的統計全体として統計調査の重複排除にも効果が期待できるが、それらの機関の自主性及び自立性に配慮して努力義務とすることが適当である。

10 統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用

- (1) 統計調査を受託した民間事業者に関して、秘密の保護、調査票等の適正管理等に係る統計法制上の規律が適切に適用されるよう関係規定を整備すること。
- (2) 統計データの二次的利用に関して、統計調査に応じて情報を提供した調査対象者に秘密の保護等に関する危惧を抱かせることのないような仕組みとした上で、利用目的を行政利用に限定することなく学術研究目的も含めて統計データの二次的利用が一層促進されるよう、新たな法制度の中で明確に位置づけて必要な規律を整備すること。

統計調査の実地調査等の事務については、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進する旨の政府方針に基づいて関係の取組（規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等）が進められており、また、公的リソースを投入して報告者の協力を得て収集・作成された統計データの利用に関しては、秘密の保護を前提に学術研究目的を始めとしてできる限り有効活用を促進することが要請されている。統計を取り巻くこうした動向に対応する観点から、新たな法制度において必要な措置を講ずる必要がある。

統計調査の民間委託の推進及び統計データの二次的利用の促進に関しては、総務省「統計法制度に関する研究会」における検討の内容と、本報告の提言との整合を図りつつ、全体として一つの法制度として機能するよう、政府において今後の立案作業を進めることを期待する。

なお、統計データアーカイブについては、統計作成府省間での利用も含め統計データの利用の促進に寄与するものと考えられ、当面、その前提となるデータ整備を進める観点から、個体を識別するための情報の取扱いに留意しつつ調査票を長期的に保存するための仕組みを整備することとし、その具体的な在り方については、匿名標本データ等に係る新たな制度の運用状況、調査対象者の意識等も踏まえて、制度所管大臣、統計作成機関、研究者等が連携を図りながら、あらためて設置・管理・利用の在り方、法制度における位置づけ等を検討することが望ましい。検討に当たっては、基本計画において検討体制や検討期間、主要な検討事項等を明確にするなどして計画的に取組を進めることが適当である。

11 統計基準

- (1) 制度所管大臣は、公的統計の比較可能性を確保するため、産業分類その

他の統計基準を設定するものとする。統計基準を設定するに当たっては、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

(2) 国の行政機関は、基幹統計を表章するに当たって、政令で定めるところにより統計基準を用いなければならないものとする。当該統計の性格上、表章に当たって統計基準により難しいときは制度所管大臣の承認を得るものとする。

(3) 国の行政機関は、一般統計調査の結果を表章するに当たって、できる限り、統計基準を用いるよう努めるものとする。政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等が行う統計調査においても同様とする。

(統計基準の意義)

基本原則にも掲げられるとおり、公的統計は、比較可能性を持つことで社会の情報基盤にふさわしい有用な情報となり得る。

統計の比較可能性を確保するためには、統計に用いられる主要な分類等に関する基準を設けて、各統計がこれに従うこととすることが有効であるが、現行制度では法律レベルにはこのような統計基準に関する規定は設けられておらず、政令（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号））で指定統計調査及び国、日本銀行等が行う届出統計調査に関して標準産業分類等の使用を原則として義務づける仕組みとなっている。

新たな法制度においては、「比較可能性の原則」（3③）を制度的に具体化することとし、(1)のとおり、統計基準を設定する者及びその設定の手続を定めるとともに、(2)(3)のとおり、公的統計の作成主体に対して、統計の表章に当たって統計基準に従うことを求めることが適当である。制度所管大臣による統計基準の設定に当たっては、我が国の統計が国際的な比較可能性にも十分留意したものとなるよう、関連分野における国際的な取組の動向も適切に取り込んでいく必要がある。

(統計基準の設定等)

公的統計において設定すべき統計基準としては、産業分類や、疾病、傷害及び死因分類のほか、地方公共団体の区域を示すコード等が想定されるところであるが、各種の基準をどのような内容で設けるかについては、技術的な専門性等が求められることから、制度所管大臣は基準の性格に応じてあらかじめ第三者機関の意見も聴いた上で定める必要がある。

公的統計の体系の根幹を成す基幹統計においては、特に比較可能性を高める必要があることから、統計基準の使用を原則として義務とし、当該統計の特性

等から統計基準により難しい場合も作成側の判断のみに委ねず、制度所管大臣の承認を得ることとする手続を設ける必要がある。一般統計については、できる限り比較可能性が保たれることが望ましいものの、統計基準により難しい場合も基幹統計に比べて多くなると見込まれることから、統計作成上の自由度にも配慮して、作成機関の努力として規律を設けることが適当である。

(地方公共団体・独立行政法人等への適用)

政令で定める地方公共団体や独立行政法人等が行う統計調査(7 a. b.)については、それらの機関の自主性及び自立性に配慮する必要もあり、一般統計の場合と同様に努力を求めるにとどめることとする。それらの機関にとっても、自らが作成する統計の比較可能性は重要な関心事項であることから、合理的な理由なく統計基準とは異なる分類等を用いて統計を作成することは想定し難く、努力義務であったとしても規律の実効性は相当程度確保されると考えられる。

12 適用除外

- (1) 統計の作成に当たり新たな法制度における規律を適用することが適当でないものについて、適切な適用除外を設けること。
- (2) 適用除外を設けるに当たっては、統計体系における位置づけ、本来の行政目的に与える影響、他の法令における規律、現行制度における取扱いとの整合等を踏まえて、規律の適用を除外する範囲を設定すること。

国の行政機関はそれぞれの所掌事務に応じて多種多様な統計を作成しており、その中には、上記各項目の規律をそのまま適用すると、当該統計の作成又はその本来業務に著しい支障が生ずるようなものもあるものと考えられ、政府部内における今後の検討において、従来の運用等を踏まえて、適切な適用除外を設けることが適当である。

その際、新たな法制度が公的統計を幅広く対象としその作成、提供等に関して基本的な事項を定めるものであることにかんがみ、いたずらに適用除外の範囲が広がることのないよう、公的統計の作成主体と事務の性質等とを適切に組み合わせるなどして真に必要なものを限定した上で、適用を除外する規律の範囲を適切に定めることが望ましい。

13 罰則

- (1) 基幹統計に係る以下の行為に関して、適切な罰則を設けること。

- ① 公表期日前の結果の漏せつ
- ② 結果の改ざん
- ③ 統計調査の結果知られた秘密の漏せつ・窃用
- ④ 申告を命じた統計調査に対する申告拒否・虚偽申告・申告妨害
- ⑤ 実地調査に対する拒否・妨害・虚偽説明

(2) 一般統計調査に係る以下の行為に関して、適切な罰則を設けること。

- ① 結果の改ざん
- ② 統計調査の結果知られた秘密の漏せつ・窃用

(3) 統計作成のために他の機関から提供を受けた情報又はビジネスフレームを利用することを通じて知り得た秘密の漏せつ・窃用に対して、適切な罰則を設けること。

新たな法制度において、国の行政機関が作成する統計に係る規律のうち、行政機関の職員が携わる行為に関するものは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく守秘義務や法令遵守義務等によって、その遵守が一定程度担保されると考えられる。しかし、統計の作成に携わる職員による(1)①から③及び(2)①②のような行為は、公的統計全体の信頼を揺るがしたり、調査対象者の権利利益を直接侵害するおそれが強いことから、国家公務員法に基づく一般的な義務に加えて、適切な罰則を設けて規律の遵守を担保することが適当である。統計作成の過程においては、調査票上の明らかな記入誤りを改めたり、統計理論等に従って特異値を除外するなどのほか、加工統計の作成プロセスにおいて通常の推計方法では理論的にありえない数値が導き出されてしまう場合に、それに代わる推計方法を用いて作成することなどがあるが、これらは作成プロセスにおいて統計の正確性・信頼性を高めるため行われる必要な行為である。(1)②及び(2)①に関しては、不正な意図・目的をもって、本来予定されている手順や統計理論等に照らした合理的な方法を逸脱して統計の結果を歪める行為を罰することについて、構成要件の明確化等を図りつつ更に検討する必要がある。

また、包括的・部分的を問わず統計の作成に関する事務が民間に委託されることを前提とすれば、(1)①から③及び(2)①②に関する罰則は、国の行政機関の職員のみを対象とするだけでは十分ではなく、国の行政機関から委託を受けた民間事業者をも十分念頭に置いて設けられる必要がある。

公的統計の根幹を成す基幹統計については、その役割・位置づけに応じた高い信頼性が求められることから、現行制度における指定統計調査の場合と同じく、新たな法制度においても、基幹統計調査においては調査対象者に申告義務

を課し(6b.(1)①)、また調査のために必要な場所に立ち入ること等ができることとしており(同②)、それらの実効性を担保する観点から(1)④⑤に罰則を設けることが適当である。

(3)は、新たな法制度において仕組みを整備することとする行政記録の統計への活用とビジネスフレームに関して、それらを通じて知り得た秘密について、統計調査の場合と同様に、その漏せつ等に関して罰則を設けることとするものである。このような厳格な規律とすることによって、統計作成のために行政記録が提供されやすくなるとともに、ビジネスフレームに対する信頼性が確保されるものと考えられる。

(1)(2)のうち統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用に関連する部分については、総務省「統計法制度に関する研究会」の報告も踏まえた形で措置する必要がある。

なお、量刑については、それぞれの行為の悪質性、類似行為に対する他の法令における罰則等を考慮の上、適切なものとなるよう政府の立案過程において検討することが適当である。

14 その他

- (1) 制度所管大臣は、新たな法制度の実施に関して必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他のものに対して、資料等の提出及び説明を求めることができるものとする。
- (2) 制度所管大臣は、公的統計に関する情報に関して、利用者が適時にかつ利用に応じた形で情報を入手できるよう、インターネットの利用その他適切な方法により総合的な情報提供を行うものとする。
- (3) 国の行政機関並びに政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等が行う統計調査によって集められた個人情報、統計作成のために他の機関から提供を受けた行政記録に含まれる個人情報、ビジネスフレームに含まれる個人情報について、個人情報保護法制の適用を除外すること。
- (4) 人口に関する全数調査の結果を表章する基幹統計として、国勢調査に関する規定を設けること。
- (5) 不正の目的をもって国勢調査その他の基幹統計と誤認されるおそれのある名称を用いて情報を取得する行為を禁止すること。
- (6) 新たな法制度への移行に当たっては、適当な準備期間と経過措置を設け

ること。

（制度所管大臣による資料提出等の求め、総合的な情報提供）

新たな法制度において、制度所管大臣は、その全体を的確に運用する観点から、必要に応じて関係行政機関の長等に資料の提出や説明を求めることができることとすべきである。

また、公的統計は各作成機関がそれぞれの方法で提供するだけでは利用者にとって必ずしも有用性が高いものとならないことから、(2)のとおり、利用者の多様なニーズも念頭に、制度所管大臣が公的統計に関連する多様な情報をインターネット等を通じて総合的に提供する役割を担い、社会の情報基盤として公的統計が幅広く利用されるよう努めることとする¹⁴。

（個人情報保護法制との調整）

個人情報保護法制との関係では、(3)のとおり、現行制度において適用除外とすることが定められている統計調査によって集められた個人情報のほか、統計作成のために保有機関から提供を受けた行政記録及びビジネスフレームにそれぞれ含まれる個人情報についても同様の対応を図る必要がある。これらの個人情報についても、新たな法制度の中で安全管理等に関する必要な規律を整備した上で、統計の作成プロセスで取り扱われる個人情報として調査票と同じ法制度の中でその取扱いルールを定めておくことが適当である。

（国勢調査の位置づけ）

現行統計法において個別の統計調査として唯一条文に規定されている国勢調査については、他の法律において当該調査の結果を用いることが規定されているものがあるなど、その結果が様々な局面で用いられており、文字どおり国勢の基本中の基本となるものである。こうした位置づけに加え、国勢調査は、我が国に居住する者を対象とするただ一つの全数調査であり、さらには前述のビジネスフレームが事業所・企業を対象とする統計調査において的確な母集団情報を提供するという役割を担うのと同じように、個人・世帯を対象とする統計調査において調査区情報という形で必須の基礎情報を提供する役割を担う統計調査となっている。新たな統計法制においては、個々の統計調査にフレームを与えるという統計基盤としての役割・位置づけを法的に安定したものとする観点からも、国勢調査とビジネスフレームとを明確に位置づけておくことが望ましい。

¹⁴ 統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）において、平成 20 年度から「政府統計の総合窓口」(e-Stat) を政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口とし、各府省の情報システム等と連携した形で統計情報のワンストップサービスを実現することが計画されている。

（「かたり調査」の禁止）

IT社会における情報の価値の高まりや、昨年の国勢調査で問題となった事例等に照らすと、今後、事業者や国民が安心して公的統計を作成するための統計調査に協力する環境整備の一環として、いわゆる「かたり調査」について必要な措置を講ずる必要がある。国勢調査を始めとする基幹統計調査については、その周知度や一般に申告義務が課されることとも相まって「かたり調査」の対象とされやすく、また、そのような悪質な行為が行われることによって公的統計全体に影響が及び得ることから、それらを対象に、いわゆる官名詐称や詐欺・窃盗等現行法では対応が困難な行為を新たな法制度の中で明確に禁止することとし、適切な罰則を設けることも視野にその実効性を担保するための措置の在り方についても検討することが適当である。

（経過措置等）

本報告が提言する新たな法制度は、現行制度の基本的枠組みに大きな変更を加えるものであることから、移行に当たっては、法制度の対象となる関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のもとより、事業者・国民にもその内容をあらかじめ十分に周知するとともに、必要な経過措置を設けるなどの配慮が必要と考えられる。

（その他の事項に関する取扱い）

現行の統計法及び統計報告調整法における仕組みや規定の中には、本報告において言及していないものもあるが、それらについては、政府の立案過程において、これまでの運用実態や今日における規定の必要性等も踏まえつつ、新たな法制度における在り方や位置づけを検討する必要がある。

なお、上記の記述中「制度所管大臣」及び「第三者機関」という用語については、「第3「司令塔」の在り方」を踏まえて政府において行われる「司令塔」組織の具体的な在り方についての検討の結果を踏まえ、条文化に当たって適切な機関名に置き換えられるべきものである。

第3 「司令塔」の在り方

1 「司令塔」に関する現状認識と改革の必要性

第一次委員会報告においても指摘されているとおり、我が国における統計の現状をみると、最大の問題は分散型の統計機構の中で社会の必要とする統計が十分に整備されていない点にあると言え、その解決を図るため統計整備に関する「司令塔」機能の強化が必要である。

現行制度の中で、政府部内で「司令塔」機能が十全に発揮されていない理由としては、もっぱら調査統計を念頭においた統計法制の仕組みのほか、例えば、各府省における統計組織の位置づけの弱さ、統計の企画立案・調整機能（第三者機関によるものを含む。）を担うべき組織の長期的な機能・権限の低下、専門的な人材（層）とそれを確保する仕組みの不足（人事運用が広く一般行政を念頭に行われる中で、統計に関する専門的な知識・経験を有する人材の確保が困難な傾向）、後述する「司令塔」の有すべき機能を分け持っている機関間相互の連携が不十分で一体性を欠くこと等が考えられる。

他方で、統計分野において先進的な取組を進めている諸外国の統計組織をみると、我が国と比べて統計に携わる職員の絶対数が多いことに加え、専門的職員の比率が高く、かつ、それらの職員が中核的な統計機関（中央統計局等）に集中している割合が高いという特徴がある。

今般、統計法制度を抜本的に見直す中で、将来にわたって統計の改革が持続的・自律的に進められる仕組み・体制を作るためには、新たな法制度の中で「司令塔」の果たすべき役割と有すべき機能、それにふさわしい組織の在り方を明確にし、統計制度の中核として統計整備をリードする役割を担う「司令塔」を確立することが不可欠である。

注1：第3においては、「統計」の語を、基本的に「公的機関が作成する統計」（公的統計）の意味で用いることとする。

注2：ここで「司令塔」とは、以下に記述する役割・機能を有する政府部内の組織（単一又は有機的な連携を保った複数の組織）を指し、企画立案・調整機能のみならず基本的な統計の整備機能や統計の基盤整備機能をもあわせ持つ、いわば分散型の統計機構における中核となる統計組織を念頭に置くものである。

注3：分散型の統計機構とは、一般に、我が国のように政府部内の関係機関がそれぞれの所掌に応じて統計を作成するタイプの統計機構として理解されている。ただし、分散型に対置される集中型の統計機構の典型と見られているカナダ、オーストラリ

ア等においても、個別行政に密着した統計は一部他の政府機関で作成されているものがあるなど、統計整備に係るすべての事務を完全に一つの政府機関に集中させている例は諸外国にもほとんど見られない。その意味で、「分散型」と「集中型」との違いは連続的なものと理解すべきであり、あくまで相対的な区分に過ぎないことに留意が必要である。

2 「司令塔」の果たすべき役割

「司令塔」は、第1に記述した新たな統計行政における中核として、責任をもって以下の役割を果たすことが適当である。

- ① 政府全体の統計整備の責任を負う機関として、我が国の統計が国際的にも誇り得る水準に常に位置できるよう、統計に対する信頼や統計の権威を確保しつつ、特定の利益や立場に偏ることなく、PDCAサイクルの中で社会経済の変化に対応した統計及び統計制度の改革を不断に推進すること。
- ② 社会で必要とされる統計が効率的かつ円滑に整備されるよう、統計整備に関する目標の設定、実施状況の評価、統計基準の設定・適用、統計基盤（情報システム、人材の育成・確保、研究開発等）の整備、リソースの適切な配分などに関して、政府部内の関係機関を積極的にリードすること。
- ③ 統計の作成から提供までの一連のプロセスにおいて、統計調査への国民の理解・協力を得るとともに、政府の統計作成機関を代表して国民（企業、学界等を含む。）との良好な意思疎通により統計利用ニーズを把握し、統計の作成、提供及び利用促進に関する施策に反映すること。
- ④ 統計に関する対外的な窓口として、諸外国の先進的な取組・研究の成果を我が国に適した形で積極的に取り入れるとともに、国際社会における統計に関する議論・取組に貢献すること。

3 「司令塔」の有すべき機能

(1) 「司令塔」の有すべき機能

分散型・集中型を問わず諸外国において上記に相当する役割を果たしている政府機関が有している機能を参考にすると、我が国における「司令塔」が上記役割を果たすために有すべき機能は、おおむね以下のとおりとすることが適当である。

それらの機能は、i) 企画立案・調整機能、ii) 基本的な統計の整備機能、iii) 統計の基盤整備機能、に大別することができ、そのような観点から、第

一次委員会報告で例示された機能を含めて整理すると次のとおりとなる。

注：各機能に対応する制度上の具体的作用については、第2．関係部分を参照のこと。

i 企画立案・調整機能

- ① 統計制度に関する基本的事項の企画・立案
- ② 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の作成
- ③ 統計基準の設定
- ④ 個別統計の作成に関する調整(指定・承認等)
- ⑤ 個別統計の結果に対する評価
- ⑥ 利用者のニーズ把握
- ⑦ 国際的な連携、情報収集・発信

ii 基本的な統計の整備機能

- ⑧ 包括的な勘定体系（SNA）等の整備
- ⑨ 政府横断的・共通的な統計（他の行政機関によっては作成されない重要な統計を含む）の作成

注：「司令塔」が統計調査を円滑に実施できるようにする観点から、地方において統計調査の実施を担う組織の体制、管理等についても留意する必要がある。

iii 統計の基盤整備機能

- ⑩ 各府省が行う統計調査の共通の母集団情報の整備・提供
- ⑪ 統計関係職員の専門性の向上
- ⑫ 情報システムの企画・運営
- ⑬ 研究開発

(2) 各機能の必要性等

ア 以上に掲げたすべての機能は、いずれも「司令塔」が長期にわたり持続的・能動的にその役割を発揮していくために不可欠なものであり、相互に有機的な連携を保ちながら一体的に効果を発揮するものとして整備する必要がある。

これら機能が「司令塔」に必要とされる主な理由を挙げれば、おおむね次のとおりである。

i 企画立案・調整機能

「司令塔」が分散型の統計機構の中で各統計作成機関を適切にリードしていくために必要な最も中核的な機能である。

- ①は個々の統計やそれを支える各種基盤の改善・発達を制度面から促す

ための最も基本的な機能である。②は第2.5で述べたとおり中長期的な視点から統計全体の整備を進めるいわば統計における総合性確保のための新たな機能であり、統計の比較可能性を確保するための③や、個別的に調整を図るための④と連携を保ちながら、我が国の統計体系を整備していくことが「司令塔」に求められる。

⑤は、事前の作成プロセスにおける調整に軸足を置いたこれまでの調整から、事後の評価にもバランスよく目配りした調整へと転換を図るための機能であり、PDCAサイクル全体の中で個々の統計（特に基幹統計）の品質向上を図っていくために今後重視すべきものである。

①④⑤等の機能の中には、統計調査の民間委託が広く活用されるようになる中で、全体としての又は個々の統計について統計の正確性・信頼性を確保する観点から必要な措置を講ずるとともに、それらの措置が委託を受けた民間事業者によって確実に実施されているかどうか調査実施者を通じて適切にモニターする機能も必要である。

第1で述べたとおり、新たな法制度においてはこれまで以上に利用者のニーズに応える統計整備を進める必要があるが、制度の企画立案や個別統計に係る調整を行う面からの「司令塔」に利用者のニーズが直接届く機会が限られることも考えると、個別の統計のみならず基本計画や統計制度に対しても利用者の意見を反映できるような形で⑥を充実させる必要がある。

⑦は、我が国の統計が諸外国の先進事例に対して遅れていないか、どのような改善を目指すべきか、といった観点から統計整備を進める上での基礎的な知見を獲得するためのものであり、諸外国の先進的な取組等を我が国の実情に適合した形で積極的に取り入れ、統計水準の維持・向上に取り組む必要がある。他方で、我が国として単に諸外国に学ぶだけでなく、「司令塔」は我が国の統計関係機関の「顔」として、先進的な国内の取組や事例、研究成果等を積極的に発信し、統計に関する国際社会の取組・議論に積極的に貢献していくことも必要である。

ii 基本的な統計の整備機能

iの機能により「司令塔」が各統計作成機関を適切にリードしていく上で、主に以下の理由から「司令塔」自ら主要な基本的な統計の整備に携わることが必要である。ここで、「司令塔」が有すべき「基本的な統計の整備機能」とは、我が国の統計体系の基幹を成すような主要な統計のすべてを「司令塔」が作成することを意味するものではなく、各統計作成機関においてもそれぞれの所掌事務に照らしてそのような統計を作成する役割を引き続き担うことを前提とするものである。

SNA（国民経済計算）はそれ自体が国際的に共通化された理論的な枠組みによって構築される包括的かつ基礎的な経済統計であると同時に、作成プロセスにおいてその素材となる一次統計等の整備状況を把握できることから、⑧を「司令塔」が有することにより、他の各機能との相乗的な効果が期待できる。実際、諸外国の統計機構をみると、米国を除くほとんどの主要国（英国・フランス・ドイツ・カナダ・オーストラリア等）において、⑧は人口センサス・雇用失業統計・物価統計（⑨関係）、経済統計に係る母集団フレーム（⑩関係）等とともに同じ組織によって担われており、それらの機能が密接に連携すべきものと考えられている様子が見えてくる。また、SNAに類する社会統計の枠組みとしては、国際連合が提唱するSSDS（社会・人口統計体系）もあり、基本的な統計の整備に当たっては、このような枠組みも視野に入れる必要がある。

⑨は、他の統計作成機関の所掌事務の範囲を超えるような政府横断的・共通的な統計を作成する機能である。⑨には、統計体系の整備に責任を負う「司令塔」がいわばラストリゾート（last resort：最後の手段）として、自ら統計を作成することで統計体系の不備を補い得る機能も含まれる必要がある。すなわち、分散型の統計機構にあつては、それぞれの所掌事務の観点から行われる統計作成活動によっては社会が必要とする統計が作成されない場合があり、その場合には、「司令塔」がiに掲げた企画立案・調整機能を通じて当該統計が整備されるよう関係機関間の調整に当たることとなるが、最終的に「司令塔」以外の機関による統計整備が困難となった状況においては、「司令塔」が自律的にその整備に乗り出せる機能が不可欠と考えられる。

なお、「司令塔」が上記の基本的な統計の作成・提供を行うことで「司令塔」自身が当該統計に係る専門的な知見を蓄えたり、統計調査の対象者や統計の利用者との接点を持つことが可能となる。そのようにして「司令塔」が作成・利用サイドの要請や制約条件等を深く理解しておくことは、iに掲げた各機能を円滑かつ実効的なものとして発揮することに資する。

iii 統計の基盤整備機能

これらの機能は「司令塔」自らによる基本的な統計の作成・提供のみならず、「司令塔」以外の統計作成機関による統計の作成・提供もあわせてサポートするものであり、政府全体の統計活動にとっての共通基盤として必要とされるものである。当該機能はまた、「司令塔」が統計制度の企画・立案、基本計画や個別統計に係る各種の調整を行うに際しても、有効・適切な情報を提供するものとなる。

新たな「司令塔」は、統計制度とその運用全体を取りまとめる立場から、

⑩から⑬の機能を持ちそれらを i・ii の各機能と連携させながら発揮することで、各統計作成機関の活動をサポートし、またリーダーシップを発揮することが期待できる。

⑩は、事業所・企業を対象とする統計調査に関しては第2.9の中で述べたビジネスフレーム等の管理・提供を中心とするものであり、個人・世帯を対象とする統計調査に関しては国勢調査の調査区属性に係る情報の管理・提供が中心となる。当該機能により各統計作成機関による調査設計、標本抽出等を支援することで、統計調査全体の正確性・効率性の向上や報告者負担の軽減に大きく寄与することができる。

⑪は、人的側面から統計作成をサポートするための機能であり、特に専門性を求められる統計分野においては、「司令塔」以外の統計作成機関の職員も含めて政府部内の統計関係職員全般の専門性向上に「司令塔」が積極的に努める必要がある。統計関係職員の専門性が高まることにより、各統計作成機関間やそれらと「司令塔」との間の人的交流も活発になるものと期待できる。

⑫は、情報面から統計作成をサポートするための機能であり、政府全体として、また「司令塔」自身としても、統計関係の情報を有機的に連携させ、業務の円滑・効率化、利便性の向上等を図る上で不可欠の機能である。これにより、現在、政府において取組が進められている統計調査等業務の業務・システム最適化についても、「司令塔」による府省共通的・標準的なシステム（例えば、一体的な統計データ提供システムなど）の構築・運用をコアにその着実な進展が期待できる。また、下記⑬にも関連して、将来的に統計データアーカイブが現実のものとなる際にはその中心的な役割を担うことも必要である。加えて、「司令塔」は、公的機関が作成する統計に関する情報に関して、利用者が適時にかつ利用に応じた形で情報を入手できるよう、インターネットの利用等による総合的な情報提供を行う必要があり、そうした機能もここに含まれるものである。

⑬は、情報処理技術等の発展に対応した新しい統計の企画・設計・実施・提供に必要であるほか、作成された統計をレビューしその改善を図るためにも不可欠である。新たなニーズに適合した統計を作成するには、社会経済の変化を見通して技術的な研究開発を進めると同時に、そうした変化に対応するための制度の在り方についても諸外国の先進事例等を研究する必要がある。また、統計は従前の方法を踏襲して作成しているだけでは、社会経済の変化に伴いその質が低下したり、ニーズに適合しないものとなることから、既存の統計についても質の評価や手法の改善をどのように行うべきかについて研究を重ねる必要がある。

イ 地方公共団体や独立行政法人等が作成する統計についても、当該機関の自主性・自立性に留意しつつ、統計が全体として整合性を保ちながら整備される必要があることから、「司令塔」が上記に掲げる機能を発揮する際は、これらの機関との意見交換を通じた統計の体系的な整備についての協議・調整を定期的に行うことが望まれる。

4 「司令塔」組織の在り方

本委員会では、第一次委員会報告に示された問題意識や諸外国における統計機構の在り方等を踏まえて検討を重ねた結果、「司令塔」組織は、以下の観点に留意したものとすべきであるとの結論に至った。

- ① 企画立案・調整機能、基本的な統計の整備機能、統計の基盤整備機能という3つの機能が一体的・相乗的・継続的に効果を発揮し得ること。
- ② 統計の中立性・専門性を確保する観点から、学識経験者等による第三者機関を有すること。
- ③ 専門性を有する人材を継続的に確保・育成できること。
- ④ 特定の利益や立場から距離を置いて、政府部内で「司令塔」としての機能を十分に発揮でき、その位置付けが明確であること。
- ⑤ 「司令塔」機能が、「司令塔」の置かれる行政機関の他の所掌事務や権限とも連携を保ちながら実効的に発揮されること。
- ⑥ 統計利用者や諸外国の統計作成機関等からみて、統計整備に関して政府を代表する役割・立場にあることが明確になるよう、「司令塔」を代表する者を「チーフ・スタティスティシャン」(Chief Statistician) と呼称し、統計に関して卓越した識見を有する者を充てること。

注1：上記①のうち基本的な統計の整備機能に関しては、地方において統計調査の実施を担う組織の体制、管理等にも留意する必要がある。

注2：上記②の第三者機関は、統計整備に自ら能動的な役割を果たし得るよう、必要があると認めるときは、公的統計の作成、提供及び利用促進のため講ずべき施策に関する重要事項について意見を述べるができることとすることが適当である。

これまで述べてきた「司令塔」の機能のうち、最も重要かつ中核的な機能は企画立案・調整機能であり、これを充実強化することが喫緊の課題である。

統計の改革を進めるためには、真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要である。

しかし、統計の「司令塔」を実現するには、行政における綿密な検討が必要であり、その組織の具体化については、今後の政府部内における真摯な検討を待つこととしたい。

本報告の内容を踏まえた「司令塔」の実現に向けて、政府における迅速な対応が図られることを切に念願するものである。

< 参 考 資 料 >

- 統計制度改革検討委員会について（平成17年9月6日 内閣府
政策統括官（経済財政運営担当）決定）

- 統計制度改革検討委員会の開催実績

- 経済社会統計整備推進委員会報告のフォローアップ結果

統計制度改革検討委員会について

平成 17 年 9 月 6 日
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）決定

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、統計制度改革を推進すること、特に統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために統計法制度を抜本的に見直すこと等とされたことを受け、以下のとおり統計制度改革検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

1 構成員

- ◎ 吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授
- 阿藤 誠 早稲田大学特任教授
- 井上達夫 日本統計協会理事
- 菅野雅明 J P モルガン証券チーフエコノミスト
- 栗林 世 中央大学大学院経済学研究科教授
- 清水雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
- 西谷 剛 國學院大学法科大学院教授
- 東田親司 大東文化大学法学部教授
- 藤原静雄 筑波大学社会科学系教授
- 舟岡史雄 信州大学経済学部教授
- 松田芳郎 東京国際大学経済学部教授
- 森 博美 法政大学経済学部教授

（◎ 委員長）

なお、必要に応じ委員以外の者に出席を求めることができる。

2 審議内容

- （1）「政府統計の構造改革に向けて」（平成 17 年 6 月 10 日経済社会統計整備推進委員会報告）において後継組織でその具体化を進めることとされた新たな統計制度の在り方について検討すること。
- （2）「政府統計の構造改革に向けて」において指摘された各課題の実現に向けた取組をフォローアップすること。

3 スケジュール等

平成 18 年夏頃を目途に結論を得る。

4 庶務

委員会の庶務は、総務省統計局及び総務省政策統括官（統計基準担当）の協力を得て、内閣府統計制度改革検討室において処理する。

(参考1)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (抄)

(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)

第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために一活性化のための政策転換一

(4) 活性化を目指した歳出の見直し

(統計整備の推進)

- ・「基本方針 2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表 2 の (6) の取組を進める。

<別表 2 >

(6) (統計整備の推進)

- ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。
- ・産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

(参考 2)

政府統計の構造改革に向けて（経済社会統計整備推進委員会報告）(抄)

(平成 17 年 6 月 10 日)

4. 今後の取組に当たって

本報告で取り上げた課題はいずれ劣らぬ重要なものであり、本報告が画餅に帰すことのないよう、内閣府は、総務省等の協力を得て当委員会の後継組織とその事務局を速やかに設けて、各課題の実現に向けた取組をフォローアップすることが適当である。各課題のうち、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方については、これをどのような形で、どのような時間的射程の中で具体化できるかが、統計改革の成否を左右する大きな鍵となる。したがって、これについては、特に上記後継組織において法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進めることとし、平成 18 年夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。

<参考>

ワーキングチーム メンバー

座長	藤原 静雄	筑波大学社会科学系教授
	井上 達夫	日本統計協会理事
	舟岡 史雄	信州大学経済学部教授
	森 博美	法政大学経済学部教授

※ 第4回会議において委員長から指名

統計制度改革検討委員会の開催実績

○ 第1回

- ・ 日時 平成 17 年 9 月 6 日(火) 17:30～18:30
- ・ 議題
 - (1) 会議の運営等について
 - (2) 委員会の検討事項及び検討の進め方について
 - (3) その他

○ 第2回

- ・ 日時 平成 17 年 9 月 21 日(水) 10:00～12:00
- ・ 議題
 - (1) 基本的な論点の整理及び審議の進め方について
 - (2) その他

○ 第3回

- ・ 日時 平成 17 年 10 月 14 日(金) 17:00～19:00
- ・ 議題
 - (1) 統計の体系化 総論
 - (2) その他

○ 第4回

- ・ 日時 平成 17 年 11 月 18 日(金) 10:00～12:00
- ・ 議題
 - (1) 統計の総合的・計画的整備
 - (2) その他

○ 第5回

- ・ 日時 平成 17 年 12 月 12 日(月) 17:30～19:30
- ・ 議題
 - (1) 行政記録の活用
 - (2) その他

○ 第6回

- ・ 日時 平成 17 年 12 月 27 日(火) 10:00～12:00
- ・ 議題
 - (1) 「司令塔」の役割・機能
 - (2) その他

○ 第7回

- ・ 日 時 平成 18 年 1 月 23 日(月) 17:00～19:00
- ・ 議 題
 - (1) 「司令塔」の役割・機能
 - (2) その他

○ 第8回

- ・ 日 時 平成 18 年 2 月 6 日(月) 15:00～17:00
- ・ 議 題
 - (1) 「中間整理・たたき台」について
 - (2) 「司令塔」の在り方について
 - (3) その他

○ 第9回

- ・ 日 時 平成 18 年 3 月 9 日(木) 10:00～12:00
- ・ 議 題
 - (1) 「中間整理」(案)について
 - (2) その他

○ 第10回

- ・ 日 時 平成 18 年 3 月 28 日(火) 15:00～17:00
- ・ 議 題
 - (1) 関係機関からのヒアリング(東京都、日本銀行)
 - (2) 統計データの利用・提供について

○ 第11回

- ・ 日 時 平成 18 年 4 月 10 日(月) 16:00～18:30
- ・ 議 題
 - (1) 関係府省からのヒアリング(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)
 - (2) その他

○ 第12回

- ・ 日 時 平成 18 年 4 月 24 日(月) 10:30～12:30
- ・ 議 題
 - (1) 統計データの二次的利用について
 - (2) 「中間整理」以降のワーキングチームにおける検討状況について
 - (3) 経済社会統計整備推進委員会報告のフォローアップについて
 - (4) その他

○ 第13回

- ・ 日 時 平成 18 年 5 月 15 日(月) 9:30～11:00
- ・ 議 題
 - (1) 委員会報告(素案)について
 - (2) その他

○ 第14回

- ・ 日 時 平成 18 年 5 月 22 日(月) 10:00～12:00
- ・ 議 題
 - (1) 委員会報告(案)について
 - (2) その他

○ 第15回

- ・ 日 時 平成 18 年 6 月 5 日(月) 17:00～18:30
- ・ 議 題
 - (1) 委員会報告(案)について
 - (2) その他

経済社会統計整備推進委員会報告のフォローアップ結果

(ページ)

2. 統計整備に関する事項

(1) 経済センサス（仮称）	1
(2) GDP関連統計（SNA）	3
(3) サービス分野の統計	7
(4) ストック統計	8
(5) その他	
・ 観光統計の体系的整備	9
・ 機動的な対応が必要な統計の整備	10

3. 統計制度に関する事項

(2) 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方	
・ 地方の統計組織	11
・ 統計に携わる人材の育成・確保等	13
(3) 行政記録の活用	15
(4) 統計情報の多様かつ高度な利用	16
(5) 統計調査の民間開放	18

(注) 上記事項名は、「経済社会統計整備推進委員会報告」における章、節等による。

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
1	2. 統計整備に関する事項 (1) 経済センサス(仮称) P10～11

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述

〈具体的な取組〉

関係府省による「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」（座長：清水雅彦慶應義塾大学経済学部教授）が平成 17 年 3 月に取りまとめた基本的な考え方によって今年度中に経済センサス（仮称）の枠組みについて結論を得て、21 年に事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査を実施し、当該調査により得られた情報を有効に活用して 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施すべきである。その際、関係府省においては、地方自治体に対する国の調査事務系統や予算執行の一元化を図るとともに、事業所・企業を対象とし年次又は周期的に実施されている統計調査のうち経済センサス（仮称）に関連するものについて、あわせて統廃合、簡素・合理化を進める必要がある。

経済センサス（仮称）の実施に当たっては、SOHO等統計調査員の目視だけでは捕捉することが困難な事業所・企業を的確に捕捉するため、法人の名称・所在地に関する行政記録を積極的に活用すべきである。活用にあたっては、調査対象捕捉上の有効性からみた情報の対象範囲や正確性等に留意しつつ登記情報等を対象に、円滑な調査実施に資する観点から、実施主体において準備段階から活用できるよう、関係府省は必要な措置を速やかに講ずるべきである。

時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	<p>○ 関係府省等による「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」において、平成 18 年 3 月 31 日に経済センサスの枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論として、以下の内容が盛り込まれた「経済センサスの枠組みについて」を取りまとめた。</p> <p>① 平成 21 年に事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査を実施し、当該調査により得られた情報を有効に活用して平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施する。なお、平成 21 年調査の実施にあたっては、行政記録等の法人の名称、所在地等の情報の提供を受けて当該情報を利用することとしている。</p> <p>② 調査の実施にあたっては、地方自治体に対する国の調査事務系統や予算執行の一元化を図る。</p> <p>③ 経済センサスに関連する大規模統計調査(事業所・企</p>	総務省 経済産業省 等

	<p>業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査)の統廃合、簡素・合理化を行う。</p> <p>○ 上記の検討会で得られた結論を受けて、下記の点について、平成 18 年 4 月 6 日に「各府省統計主管部局長等会議申合せ」を行った。</p> <p>① 「経済センサスの枠組みについて」に基づき関係府省において具体的な検討を進める</p> <p>② 経済センサスに関する検討課題については、政府内調整を含め合意形成を行う必要があるため、各府省等の協力を得て総務省(政策統括官)において、経済センサスに関する企画調整のための検討の場として、「経済センサス企画会議(仮称)」を設ける</p>		
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年 4 月以降 (早期に)	<p>○ 総務省、経済産業省において経済センサスの実施に向けて具体的な検討を進める。</p> <p>また、経済センサスに関する検討課題については、政府内調整を含め合意形成を行う必要があるため、各府省等の協力を得て総務省において、経済センサスに関する企画調整のための検討の場として、「経済センサス企画会議(仮称)」を設け、検討を進める。</p>	総務省 経済産業省 等
	平成 21 年	<p>○ 平成 21 年に行政記録等の法人の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査を実施。</p>	
平成 23 年	<p>○ 平成 21 年調査によって得られた情報を有効に利用して、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施。</p>		

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
2	2. 統計整備に関する事項 (2) GDP関連統計(SNA) P11～13

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述

<具体的な取組>

内閣府は、SNAの推計手法について情報公開を進めるとともに、基礎統計作成側との一層緊密な意思疎通を図るべきである。また、国民経済計算調査会議等における有識者の知見を参考に推計手法の改善に努め、結果の公表に際しては基礎統計が整備されていないこと等による推計上の限界や統計上の不突合等の情報をあわせて提供すべきである。

基礎統計を作成する府省は、当該基礎統計に関する基準改定、標本誤差、標本の入替等SNAの精度に影響を及ぼすおそれのある付随情報を前広かつ積極的に内閣府に提供することが望まれ、関係府省間でそうした情報を定期的又は随時に交換するための仕組みを整備する必要がある。

GDP関連統計の基礎情報として重要な役割を担っている産業連関表の精度向上を図るため、総務省は、基礎データを得るための投入構造調査の拡充を図り、その調査結果を平成17年表の作成に十分活用すべきである。内閣府においては、国・地方公共団体の財政支出データについて、電子政府・電子自治体の構築の進捗に伴い関係機関からのデータ提供の一層の早期化・効率化が期待できることから、現金主義に基づく当該データを発生主義に立つSNAの推計精度向上に活用する手法について研究すべきである。

内閣府は、SNAの概念・測度・勘定等に関する内外の理論的・実証的研究の成果を適切に統計作成に反映させるとともに、総務省その他の関係省庁等と連携しつつ93SNAの2008年(平成20年)改定に向けた国際的議論にも積極的に参画すべきである。

時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	<p>○ 「SNAの推計手法の情報公開」については、推計手法の主な変更について国民経済計算調査会議の各検討委員会という公開の場での審議に付すとともに、推計手法の変更内容を公表(平成17年6月～18年3月の実績は以下の通り。)するなど、推計手法に関する情報公開に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成16年度国民経済計算確報及び平成12年基準改定結果」利用上の注意について(平成17年11月24日公表) ・ 「平成17年7-9月期四半期別GDP2次速報における推計方法の変更について」(平成17年12月2日公表) ・ 「平成16年度国民経済計算確報及び平成12年基準改定結果」(一般政府の部門勘定表等)(平成17年12月22日公表) 	内閣府

- ・「四半期別 GDP 速報(QE)の供給側出荷額推計(1次QE)における生産動態統計採用品目の欠落月補外方法の変更について」(平成18年1月25日公表)
- 「基礎統計作成側との一層緊密な意思疎通」については、以下の会議等での議論を通じて緊密な意思疎通を図った。
 - ・「SNA関連統計体系の整備に関する専門会議」
 - ・「経済センサスの創設に関する検討会」
 - ・「統計審議会企業統計部会」
 - ・「サービス統計研究会」
 - ・「IO幹事会」 など
- 「推計手法の改善」については、国民経済計算調査会議等における議論も踏まえながら、生産系列への連鎖方式の導入、帰属家賃の推計方法の改定、一般政府の固定資本減耗の推計方法の改定等の改善を図った。また、「推計上の限界等に関する情報提供」については、従来どおり推計結果の公表時に統計上の不突合の値を合わせて公表するとともに、基礎資料の制約等による推計上の限界等については推計手法解説書等に記載している。
- 「国・地方公共団体の財政支出データ」については、財政支出データと代替的な他の基礎統計(発生主義ベース)の関係について検証を実施した。ただし、財政支出の大宗を占める地方分が利用可能な程度まで電子化されていないため、推計精度向上のための具体的手法の研究には至っていない。
- 「SNAに関する内外の研究成果の反映」については、連鎖方式の導入等を図るとともに、資本形成について概念整備や推計方法の改善に係る抜本的な取組に着手するなど、研究成果の統計作成への反映に努めている。また、「国際的議論への参画」については、93SNAの改定等に関する各種国際会議への参加(平成17年6月～18年3月の実績は以下の通り)等を通じ、国際的な議論に積極的に

	<p>参画した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第6回93SNA改定に関する専門家グループ(キャンベラⅡ)(平成17年9月14～17日) ・「米国商務省統計局との面談及びIMF/OECD会計タスクフォース会合」(平成17年9月30～10月6日) ・「SNAレビューに係るOECDワーキングパーティー」(平成17年10月11～14日) ・「生産性測定に関するOECDワークショップ」(平成17年10月) ・「第37回国連統計委員会」(平成18年3月7～10日) ・「第5回公会計の調和に関するタスクフォース」(平成18年3月8～10日) 	
	<p>○平成17年(2005年)産業連関表作成のための投入構造調査(27本)については、作成共同事業10府省庁間での検討や学識委員で構成される産業連関技術委員会での検討等を踏まえ、調査対象産業、標本数、調査事項等について見直しを行い、必要に応じた拡充を図っている。なお、産業連関表全体に係る2調査について見た場合、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス産業・非営利団体等投入調査(総務省実施) 調査対象産業について、日本標準産業分類の改定(平成14年3月)及び調査結果の利活用状況を踏まえ見直しを行い、調査対象産業を拡充することとした。 ・本社等の活動実態調査(総務省実施) 調査対象産業について見直しを行った上で、調査対象産業の分類の細分化及び標本数増加を行い、結果精度の向上を図ることとした。 <p>○SNAの視点から統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を検討する場として、平成16年6月に設置したSNA関連統計体系の整備に関する専門会議において、内閣府から要望があったSNA推計のために十分な情報が得られていない統計調査及び公表の早期化が求められている統計調査を中心に検討を進めた(平成18年1月30日までに7回開催)。</p>	<p>総務省</p>

	時期(具体的に)	内容	関係府省
今後の実施予定	平成 18 年 5 月目途	○「推計手法の情報公開」 「四半期別 GDP 速報(QE)に関する推計手法解説書」の改定・公表	内閣府
	平成 18 年度以降	○「国・地方公共団体の財政支出データ」 電子政府・電子自治体(統計調査等業務及び地方公共団体に対する調査・照会業務に関する最適化計画等)の進捗に伴わせ、引き続き推計精度向上に活用する手法についての研究を検討していく予定。	
	平成 18 年度以降	○「国際会議出席予定」 ・「UNECE,OECD 及び Eurostat による国民経済計算に関する合同本会合」(平成 18 年 4 月 25 ~28 日) ・「SNAに係る OECD ワーキングパーティー」(平成 18 年 10 月) ・「第 38 回国連統計委員会」(平成 19 年 2 月 27 日~3 月 2 日)	
	平成 18 年度	○ 平成 17 年(2005 年)産業連関表作成のための投入構造調査について、上記の取組に沿った内容で実施し、同産業連関表の作成に十分活用する。具体的に実施を予定している関係調査は次のとおり。 ・サービス産業・非営利団体等投入調査(平成 18 年 4 月実施予定) ・本社等の活動実態調査(平成 18 年 7 月実施予定)	総務省
	平成 18 年度以降	○ 引き続き、SNA関連統計体系の整備に関する専門会議における検討を進める。	

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
3	2. 統計整備に関する事項 (3) サービス分野の統計 P13～14

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述

<具体的な取組>

Q Eを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設し、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、有識者等を含む検討の場を速やかに立ち上げ、平成17年度中を目途にその枠組みについて結論を得るべきである。

また、将来的に経済センサス（仮称）の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することも必要である。

時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年7月から、総務省において「サービス統計研究会」を開催し、サービス産業全体を概括的に把握できる統計の整備に向け、新たな動態統計調査の概要などについて検討。 ○ 平成18年3月に、新たな動態統計の骨格について、今後のスケジュールなどを含めた検討結果を「サービス産業分野における新たな動態統計の整備について」として取りまとめた。 	内閣府 総務省 経済産業省

今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成18年度以降	○ 引き続きサービス統計研究会を継続し、平成18年度に多様な業種毎の各種分析・検証及び新たな動態統計の詳細設計、平成19年度に試験調査を行い、平成20年度には本調査を開始できるよう、検討を行う。	内閣府 総務省 経済産業省

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
4	2. 統計整備に関する事項 (4) ストック統計 P14～15

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述

<具体的な取組>

国民経済計算調査会議資本ストック検討委員会において、資本ストック統計に関し推計方法を含めた抜本的検討を行い、データの質の向上を図る必要がある。その際、諸外国での取組や研究成果等も踏まえて、SNA作成上の資本ストックに関する概念定義の整理、精度低下の可能性に対応した推計手法及びデータ収集、無形固定資産の推計等の研究を進めるべきである。

時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	資本ストック検討委員会では、わが国の生産性分析にも資する詳細な資本財分類による「新たな資本ストック統計」を整備することとした。その基礎的な推計データとなる総固定資産形成の超長期時系列データ等の整備に着手したところである。	内閣府

今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成22年度	<p>○ 価格指数の超長期時系列データ整備等他の基礎データ整備とそのデータによる資本財別資本ストック統計の推計・公表</p> <p>新たな統計の整備手法(恒久棚下法)では、総固定資産形成、価格指数の財別超長期時系列データ整備のみならず、諸々の推計の基礎となる超長期のフロー・データの整備を要する。本作業はこれらフロー計数を含む SNA の次回基準改定推計作業(平成21～22年度)と軌を一にして、整備していく予定である。また、財別資本減耗等の推計には大規模な企業調査等による一次データの収集も要する。よって、推計システムの整備、基礎データ整備、試算推計を経て「新たな資本ストック統計」として完成する時期は平成22年度を予定している。</p>	内閣府

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
5	2. 統計整備に関する事項 (5) その他 ① 観光統計の体系的整備 P15～16

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述			
<p><具体的な取組></p> <p>国土交通省においては、これまでの検討の成果や諸外国の先進事例等を踏まえ、「観光統計の整備に関する検討懇談会」（座長：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）で速やかに、定義、調査対象、調査方法、公表頻度、官民の役割分担等について観光統計のあるべき姿を策定した上で、平成 18 年度を目途に必要な統計調査を行うなど観光統計の体系的な整備を進める必要がある。</p>			
時期	実施状況(または成果)		関係府省
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年 8 月に「観光統計の整備に関する検討懇談会」（座長：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）報告書を取りまとめ。 ○ 平成 18 年 2 月に「宿泊旅行統計調査(仮称)第一次予備調査」を実施。 		国土交通省
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年半ば	○ 「宿泊旅行統計調査(仮称)第二次予備調査」を実施予定。	国土交通省
	平成 18 年度中	○ 「宿泊旅行統計調査(仮称)」を開始予定。	

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
6	2. 統計整備に関する事項 (5) その他 ② 機動的な対応が必要な統計の整備 P16～17

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述			
<p><具体的な取組></p> <p>緊急の政策ニーズに対応する観点から、既存の月次調査等に調査事項を追加・変更して行う統計調査について、機動的な対応が可能となるような仕組みを検討する必要がある。</p> <p>その際、政策ニーズの把握に始まり、調査事項の選定、調査票の設計、調査系統への指示、調査の実施、結果の公表という一連の流れを定型化したり、そのような調査事項の変更・追加については承認手続の迅速化を図るといった工夫にも配慮が必要である。</p> <p>また、府省横断的な緊急の政策ニーズへの対応を目的とし、あらかじめ調査テーマを特定しない統計調査についても、総務省を中心に必要なリソースの確保等の検討を行う必要がある。</p>			
時期	実施状況(または成果)		関係府省
これまでの取組	<p>○ 統計調査に係る審査・承認基準の明確化を図り、事務手続の円滑化・迅速化を図るため、平成 17 年5月に「統計法第8条に基づく統計調査の範囲及び届出手続に関する事務処理要領」及び「統計報告調整法に基づく統計報告の範囲及び申請手続に関する事務処理要領」を制定しており、これらに基づき、審査事務の円滑化・迅速化等に努めている。</p>		総務省
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年度以降	<p>○ 審査事務の円滑化・迅速化に努めるとともに、統計法制度の見直しの状況も踏まえつつ、調査事項の追加・変更の際に機動的な対応が可能となるような仕組み等について、検討を行う。</p>	総務省

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
7	3. 統計制度に関する事項 (2) 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方 イ 地方の統計組織 P21～22

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述			
<p><具体的な取組></p> <p>サービス分野等の新たな統計の整備を円滑に行えるよう、総務省その他の関係府省は、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備について検討を行う必要がある。</p>			
時期	実施状況(または成果)		関係府省
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年 7 月から「サービス統計研究会」を開催し、サービス産業全体を概括的に把握できる統計の整備に向け、新たな動態統計調査の概要などについて検討。 ○ 平成 18 年 3 月に、新たな動態統計の骨格についての検討結果を「サービス産業分野における新たな動態統計の整備について」として取りまとめた。 		総務省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産分野の統計業務に通じた職員の能力の活用の観点からは、骨太 2005(閣議決定)で検討することとされ、総務省等で検討中のサービス統計等に対応していくことが最適であると考えられ、かかる分野での検討を促進すべきものと考えている。 <p>なお、総務省等において、サービス統計等の実施のための新たな組織の新設が困難な場合は、暫定的に縮減要員(約1,100人)を活用して農林水産統計組織がサービス統計を行うことも一案ではないかと考える。</p>		農林水産省
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続きサービス統計研究会を継続し、平成 18 年度に多様な業種毎の各種分析・検証及び新たな動態統計の詳細設計、平成 19 年度に試験調査を行い、平成 20 年度には本調査を開始できるよう、実査の体制も含め検討を行う。 	総務省

	平成 18～22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 5年間で農林水産分野の統計に携わってきた職員、約 1,100 人の縮減を目指す。 ② 今後の農政改革を踏まえて、さらなる業務の見直し等を精査中。 	農林水産省
--	-------------	---	-------

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
8	3. 統計制度に関する事項 (2) 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方 ウ 統計に携わる人材の育成・確保等 P22～23

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述		
<p><具体的な取組></p> <p>統計に関わりの深い関係府省においては、もっぱら統計に携わる職員について、政策担当部局や事業実施部局において一定の経験を積ませつつ、その育成方針・研修計画を策定するなどして、一次統計作成部局、加工統計作成部局、調整・審査部局、調査実施部局それぞれにおいて高度の専門性を身につけることができるような任用を計画的に行うとともに、それらの統計関係府省・部局間で一層活発にかつ継続的に人事交流を行うべきである。</p>		
時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	<p>○ 従来から、府省内及び他府省の調査実施部局との人事交流等を継続的に実施している。</p>	各府省
	<p>○ 経済産業省においては、統計の専門家育成の観点から、経済産業省職員及び都道府県職員に対して、研修事業として、「統計／経済・産業分析コース」を整備・実施しており、平成17年度も拡充を行った。</p> <p>当該コースの受講を職員に促すとともに、統計関連部局や政策担当部局のそれぞれにおいて経験を積めるよう、計画的な任用を行っており、職員は高度な専門性及び広範な知識を身につけることが可能。</p> <p>(拡充の具体的な取組)</p> <p>以下の人材を育成するためのコースを基礎、応用に分けて整備し、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計に深い知見を有し、企業・産業動向分析もできる人材(統計専門家) ・ 産業分析に深い知見を有し、統計調査の企画・実施、分析やデータ管理もできる人材(産業分析専門家) ・ 白書等の執筆を含め、省内外に情報発信を行うとともに、客観的な裏付けのある政策の企画立案に資することができる人材(経済理論・分析専門家) 	経済産業省

今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年度以降	○ 高度の専門性を身につけさせるための任用の計画的実施、一層の人事交流の実施等について検討を行う。	各府省
	平成 18 年度以降	○ 上記コースを随時見直しつつ計画的かつ着実に実施していく。	経済産業省

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
9	3. 統計制度に関する事項 (3) 行政記録の活用 P23～25

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述			
<p><具体的な取組></p> <p>総務省は、実施府省における統計調査の企画・立案に際して、データの質、適時性、費用、報告者負担等を勘案しつつ行政記録が一層活用されるよう、各実施府省にその検討を促すべきである。</p>			
時期	実施状況(または成果)		関係府省
これまでの取組	<p>○ 審査部局としては統計法及び統計報告調整法に基づく、各府省等の統計調査計画の審査の際に、報告者負担の軽減等の観点から、必要に応じ業務記録の活用等の可能性を検討するよう指導、助言等を実施。</p>		総務省
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成 18 年度以降	<p>○ 引き続き、必要に応じて指導、助言等を実施していくとともに、統計制度改革検討委員会の結論等を踏まえ、行政記録の一層の活用に向けて、適切に対処する。</p>	総務省

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
10	3. 統計制度に関する事項 (4) 統計情報の多様かつ高度な利用 P25～26

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述

<具体的な取組>

マイクロデータの活用について、これまでの試験的取組の蓄積や関係府省による検討、諸外国における取組状況等も踏まえ、制度化に向けた取組を加速すべきである。あわせて、オーダーメイド集計についても、関係府省によるこれまでの検討結果を踏まえて、集計体制や費用の負担・徴収の在り方等具体的な仕組みの検討を加速させる必要がある。

このため、総務省は、統計情報の二次的利用の促進等について検討している「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。これらの制度化に当たっては、統計調査に協力する調査客体が不安を抱くことのないよう、秘密の保護とそのための担保措置について特段の留意が必要である。

また、電子政府の構築に向けた取組の一環として、政府統計に関する情報提供の一元化・体系化を更に推進することとし、当面、各府省ホームページと政府統計の総合窓口（ポータルサイト）の連携を強化し、コンテンツの構成や用語等の共通化を図るとともに、新たなデータベース、分析ツールの提供等により、政府統計の一元的な利用環境を実現すべきである。

時期	実施状況(または成果)	関係府省
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年 12 月に「統計法制度に関する研究会」において、統計データの二次的利用の促進等について、中間とりまとめを公表。 ○ 電子政府構築計画に基づき、平成 18 年 3 月 31 日に、各府省ホームページと政府統計の総合窓口の連携強化、コンテンツの構成や用語等の共通化、新たなデータベース、分析ツールの提供等、政府統計の一元的な利用環境の整備を内容とする「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」を決定（計画実施による政府全体の費用低減効果：年間 16.9 億円、業務低減効果：年間 29.6 万日（いずれも試算値））。 <p>また、利用環境の基盤となる各府省共同利用型システム（平成 18・19 年度の国庫債務負担上限額：16.5 億円）の設計・開発等に関する政府調達を実施するとともに、今後の統計調査等業務の最適化の推進体制として「統計調査等業務最適化推進協議会」を設置。</p>	総務省

	時期(具体的に)	内容	関係府省
今後の実施予定	平成 18 年 6 月 目 途	<p>○ 新たな統計法制度に関する統計制度改革検討委員会の議論等を踏まえ、統計法制度に関する研究会の最終的な結論をとりまとめ・公表予定。</p> <p>この結論を踏まえ、秘密の保護等の観点から必要となる法制上の措置を講ずるとともに、各調査実施府省と協力して統計データの二次的利用に当たってのガイドラインの作成等を行い、制度の適正な運用が行われるよう努める。</p>	総務省
	平成 18 年度～ 平成 19 年度	○ 各府省共同利用型システムの設計・開発及び 試行運用	
	平成 20 年 4 月	○ 各府省共同利用型システムの本格運用	

整理番号	『経済社会統計整備推進委員会報告』における章、節、ページ数等
11	3. 統計制度に関する事項 (5) 統計調査の民間開放 P27～28

『経済社会統計整備推進委員会報告』における記述			
<p><具体的な取組></p> <p>総務省その他の関係府省は、「規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）を踏まえ、遅くとも平成18年度に上記のような結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行いつつ、民間委託に当たっての環境整備（民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等）についての実証的な検討を行うべきである。さらに、試験調査の結果や、民間開放の推進に係る制度設計の進捗状況等を踏まえて各府省の指定統計調査への適用の範囲及びその際の条件等を上記ガイドラインに反映させるなど適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>また、総務省においては、統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について「統計法制度に関する研究会」の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。</p>			
時期	実施状況(または成果)		関係府省
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年12月に「統計法制度に関する研究会」において、統計調査の民間委託について、中間とりまとめを公表。 ○ 統計調査関連業務の市場化テスト・民間開放に関する幅広い検討を行うため、平成18年3月に第1回「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を開催。 		総務省
今後の実施予定	時期(具体的に)	内容	関係府省
	平成18年6月目途	○ 新たな統計法制度に関する統計制度改革委員会の議論等を踏まえ、統計法制度に関する研究会の最終的な結論をとりまとめ・公表予定。	総務省
	平成18年度以降	○ 試験調査の結果等を活用しつつ、ガイドラインの改定等所要の措置を講ずる。	

	平成 18 年 4 月～ 平成 19 年 3 月	○ 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」において、下記試験調査等の結果検証・評価等を通じ、民間開放に関する問題点及びその対応策等を具体的に検討する。	
	平成 18 年 4 月～ 9 月	○ 所管の指定統計調査について、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、市場化テスト・民間開放に向けての計画を策定する。	
	平成 18 年 5 月～ 12 月	○ 個人企業経済調査及び科学技術研究調査について、試験調査等を実施予定。	